

「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」

令和２年度 実施計画進捗状況

あま市人権施策推進本部事務局

■実施計画策定に当たって

1 目的

この実施計画は、「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」に基づき、総合的、体系的な施策を具体的に実施するために策定するものであります。

2 計画の性格等

- ・この実施計画の推進にあたっては、あま市人権施策推進本部を核として、関係各部署相互の連携を図りながら、全庁体制で総合的に取り組むものとする。
- ・この実施計画に掲げる事業は、本市が主体となって取り組むものを対象とするが、関係機関・団体や企業への働きかけについても対象とする。
- ・この実施計画は、前年度の実施状況を把握し、その結果を後年度の施策に反映し、実効性のあるものとするため、毎年度、計画の見直しを行うものとする。

■目 次

I 重点的に取り組む人権施策の推進(共通施策)

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進	I－1
2 学校等における人権教育・啓発の推進	I－8
3 職場における人権教育・啓発の推進	I－11
4 人権擁護の推進	I－14

II 重要課題と取組の方向性(分野別施策)

1 女性	II－1
2 子ども	II－6
3 高齢者	II－11
4 障がいのある人	II－16
5 同和問題	II－21
6 外国人	II－24
7 HIV感染者・ハンセン病患者等	II－26
8 性的マイノリティ	II－28
9 インターネットによる人権侵害	II－28
10 さまざまな人権問題	II－29

「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」令和2年度 実施計画進捗状況

I 重点的に取り組む人権施策の推進(共通施策)

(※予算額欄「－」は当該施策に係る額が特定できないもの。)

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進 (1) 家庭における教育力の向上		☆☆☆順調（計画事業量に対し順調に実施中）、☆☆（計画事業量に対しやや遅れて実施中）、☆（計画事業量に対し遅れがある）、－（今年度中に取り組むが今後取り組む項目）						
① 家庭における教育力を高めるための支援を行います。 (人権推進課、生涯学習課、子育て支援課、学校教育課)	・家庭における教育力を高めるために、子育て教室等の充実を図るとともに、子育てサロンや父親の育児参加の促進を図ります。	幼児期家庭教育講座	幼児期における子育ての不安を解消するための方法や、楽しく子育てするための心構え、子どもとの関わり方等を学ぶ機会を提供する。	子育ての不安を解消する方法、楽しく子育てするための心構え、子どもとの関わり方等の、幼児期家庭教育講座等を開催すると共に、親同士の交流を図る。	－	【未実施】 前期生涯学習講座で予定していた、5講座については、新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮されたため中止となった。	275	生涯学習課
		子育てサロン事業	育児への不安や悩みを持つ親や閉じこもりがちな親に対し、子育てネットワークや支援ボランティアが相談や助言を行い、あわせて親同士の交流を図る。	育児への不安や悩みを持つ親や閉じこもりがちな親に対し、子育てネットワークや支援ボランティアが相談や助言を行い、あわせて親同士の交流を図るため、子育てサロンを50回開催する。	－	【未実施】 子育てサロン事業については4月～7月（8月はもともと休み）は、新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮されたため中止となった。	75	生涯学習課
		リトミック講座	親子で身体をつかって音楽に合わせリズム表現することで、親子で関わることの楽しさや集中力・創造力を養い、また運動的な発達について知る場の提供をする。	継続	－	※コロナ禍により中止。	15	子育て支援課
	・家庭における男女共同参画を進めるために、講演会や研修会などの学習機会や情報の提供を行います。	男女共同参画講演会の開催	男女がともに家庭や地域に参画するために必要な知識を学ぶ。	男女共同参画講演会 日 時：令和2年9月27日（日） 場 所：甚目寺公民館 大ホール 講 師：松本 薫（予定） 募集人数：700人 その他：男女共同参画に関するパネル展示	－	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	830	人権推進課
		広報、パンフレット、市ウェブサイト等による情報提供	性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画への理解を深める。	男女共同参画週間にパネル展を開催する。広報や市ウェブサイトにおいての周知を行う。	☆☆	パネル展については新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 男女共同参画週間に関する記事を広報6月号に掲載。	－	人権推進課
	・子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援する仕組みの充実を図ります。	ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭の中学生を対象とした生活・学習支援事業を実施し、学力と社会適応能力を向上させ将来的な生活の安定を図る。	継続 ひとり親世帯の中学生を対象に、大学生等のボランティアによる学習支援を行う。 実施場所を2か所とし定員を各30名とする。	☆☆☆	継続 ※コロナ禍により一時中止、6月第2週目より再開。	6, 224	子育て支援課
	・保護者への人権教育・啓発を推進します。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による情報提供	保育園、学校等と連携を図りながら、講演会等の参加を呼びかける。また、啓発パンフレット等を配布し啓発を行う。	継続	☆☆☆		—	子育て支援課 人権推進課 学校教育課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
② 家族がふれあい、豊かな心を育む機会を充実します。 (子育て支援課、生涯学習課、企画政策課)	・家族がふれあい、豊かな心を育む家庭づくりのために、「家庭の日」の周知・啓発を図ります。	広報、市ウェブサイト、パンフレット等による周知・啓発	毎年2月に実施される「家庭の日」県民運動の強調月間に、啓発ポスターの掲示、リーフレットの配布を行う。	2月に実施される「家庭の日」県民運動の強調月間に、啓発ポスターの掲示、リーフレットの配布を行う。	—	2月に実施される「家庭の日」県民運動の強調月間に、啓発ポスターの掲示、リーフレットの配布を行う予定である。	—	生涯学習課
	・児童の健全育成の拠点施設である児童館を子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、親子がふれあう機会を充実します。	児童館事業	市内の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができる。	児童館6か所 児童厚生員 各館2～4名 相談件数 七宝児童館 美和児童館 甚目寺北児童館 甚目寺西児童館 甚目寺南児童館 甚目寺中央児童館	☆☆☆		—	子育て支援課
		親子講座	親子で運動遊び、音楽遊び工作などのいろいろな遊びを経験しながら集団生活に慣れたり、他の親子との交流をする場を提供する。	コアラ教室 七宝児童館 美和児童館 甚目寺北児童館 甚目寺西児童館 甚目寺南児童館 甚目寺中央児童館 ちびっ子あつまれ 七宝児童館 美和児童館 甚目寺北児童館 甚目寺西児童館 甚目寺南児童館 甚目寺中央児童館	—	※コロナ禍により中止。	180	子育て支援課
		おはなし会事業	市内図書館・図書室にて、絵本の読み聞かせや紙芝居を実施し、読書を通じた親子のふれあいの支援を行う。	開催回数を増やし、読書を通じた親子のふれあい支援の充実を図る。	—	【未実施】 市内図書館・図書室のおはなし会事業（4月～8月）については新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮されたため中止となった。	26	生涯学習課
		ブックスタート事業	絵本を通じて親子の触れ合いを深め、心安らかで楽しく子育てが出来る環境づくりを支援するため、ブックスタート事業を実施する。	ブックスタート事業として、乳児健診で読み聞かせを行うと共に、ブックスタート・バックを親子に配布する。 【ブックスタート・バックの内容】 ・絵本『ぼんちんぱん』 (8月より『かにこちゃん』) ・コットンバック 図書館(室)の利用案内、赤ちゃん絵本おすすめリスト等の資料もブックスタート・バックとあわせて配布する。	☆☆☆	ブックスタート事業については4月、5月は乳児健診中止のため未実施。6月～8月についてはブックスタート・バックを32組の親子に配布した。(読み聞かせについては行わず)	883	生涯学習課
	・家族が絆を深め、地域住民との連帯感を醸成するため、町内会行事やスポーツ大会、夏まつり等の参加を啓発します。	コミュニティ協議会との連携	コミュニティ団体の実施する活動や交流を活発化し、地域コミュニティの発展・振興を促進する。	コミュニティ協議会についての資料を作成し、団体のあり方やコミュニティ事業について適宜周知するとともに、市民活動センターと連携し、団体を対象とした交流会を開催する。	☆☆☆	適宜団体のあり方やコミュニティ事業について周知を行うとともに、参考(模範)となるような取り組みをしている団体の活動をお知らせしている。	—	企画政策課
		市民まつりの開催	市民相互の交流の促進、連帯感の高揚を目的に、多くの市民が参加できるまつりを開催する。	継続 【開催日】 令和2年8月15日(土) 【場所】 七宝焼アートヴィレッジ	—	新型コロナウイルス感染症対策により中止した。	10,000	企画政策課
		健康福祉まつりの開催	「健康福祉まつり」において、健康や福祉について家族と一緒に考え体験する機会を充実する。	継続 【開催日】 令和2年11月8日(日) 【場所】 美和保健センター、美和総合福祉センターすみれの里、美和ひまわり作業所	—	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度の健康福祉まつりは中止とした。	1,100	健康推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
③ 子育て・介護などを行う家庭への相談事業を充実します。 (子育て支援課、高齢福祉課、健康推進課、社会福祉課)	・すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て相談の充実を図ります。	地域子育て支援拠点事業	保育所やその他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養育の支援に係る活動を行う子育てサークル等の支援、その他の必要な援助を行う事業。	保育所・子育て支援センター・つどいの広場にて継続。	☆☆☆	相談件数（7～8月） ※コロナ禍により令和2年度は7月から開所 七宝子育て支援センター 9件 美和子育て支援センター 7件 甚目寺子育て支援センター 7件 美和つどいの広場 6件	—	子育て支援課
		子育て支援センター事業	主に子育て中の親子を対象に、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、昭和保育園及び美和保健センター、七宝高齢者生きがい活動センターを開放し、各種の子育て支援等を行う。	七宝・美和・甚目寺子育て支援センターにて継続。	☆☆☆	開所日数 41日（7～8月） ※コロナ禍により令和2年度は7月から開所 利用者数 七宝子育て支援センター 776名 美和子育て支援センター 717名 甚目寺子育て支援センター 760名	—	子育て支援課
	・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への家庭訪問の充実を図ります。	訪問指導事業	育児支援や保健指導が必要と思われる妊婦や乳幼児とその親を対象に家庭訪問により相談・助言指導を実施する。	継続	☆☆☆	妊婦7人、乳児320人（こんにちは赤ちゃん訪問272人含む） 幼児31人 産婦272人を訪問	660	健康推進課
		家庭児童相談員の配置	子育て支援課に家庭児童相談員を配置し、家庭における児童の福祉に関する相談に対応するほか、本庁舎及び七宝庁舎で出張相談窓口を開設する。	美和、七宝にて定例で開設していた出張窓口については、随時の開設へ変更	☆☆☆		5, 649	子育て支援課
	・子育て支援事業及び介護保険事業に関する情報の提供、相談・助言を行います。	子育て支援の情報提供及びネットワーク化の推進	子育て親子の交流促進や相談など、地域の育児や子育てに関する情報提供をウェブサイトを通じて提供する。また、子育てサークルやNPO、ボランティアなど子育て支援団体等と連携するため、地域における子育て支援のネットワーク会議を開催し、情報共有や意見交換を行い、連携を図る。	継続 ・子育てサイト及びメールマガジン配信 ・ネットワーク会議の開催：年1回 ・子育て支援センター・つどいの広場・保育園における育児相談等の実施。	☆☆☆		60 (メールマガジン)	子育て支援課
		介護保険事業の情報提供	直営型のあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センターにおいて、介護保険サービス等に関する情報の提供、相談・助言を行う。	継続 直営型のあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センターにおいて、介護保険サービス等に関する情報の提供、相談・助言を行う。	☆☆☆	高齢者に対するワンストップサービスの拠点として地域に住む高齢者の様々な相談を受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的にフォローしている。	—	高齢福祉課
	・子育て相談員や相談支援支援センターでの相談事業等の充実を図ります。	子育てコンシェルジュ事業	子育てに関する様々な相談を受け、保護者のニーズに合った子育て支援サービスについての情報提供、助言を行う。	継続 妊娠期から子育て期の子育てに関する様々な相談業務の実施及び、相談に応じた適切な子育て支援機関につなぐ。	☆☆☆	相談件数：136件	8, 623	子育て支援課
	・障がいのある人の相談支援事業の充実を図ります。	地域生活支援事業	障がいのある人やその家族からの相談の充実を図ります。	継続 障害者相談支援事業を社会福祉協議会に委託して実施する。	☆☆	障害者相談支援事業を社会福祉協議会に委託して実施している。	26, 113	社会福祉課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
(2) 地域における人権尊重の環境づくり								
① 人権に関する基本的な知識や考え方の習得を推進します。 (人権推進課、学校教育課、生涯学習課、産業振興課)	・人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、広報誌や啓発パンフレット、ウェブサイトなどの資料をはじめ、各種媒体を活用し、市民や事業者に対して人権啓発を推進します。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による周知・啓発	広報・ウェブサイト等で人権全般を啓発し、市民の人権感覚の醸成を促進。 ・「人権週間」特集号 ・「人権まんが冊子」 ・啓発パンフレットの作成 ・懸垂幕の掲示 ・人権啓発ビデオの貸し出し	・啓発冊子を市内公共施設等に配布するとともに、最新の人権状況を踏まえた情報の提供に努める。 ・ウェブサイトの内容の充実に努める。	☆☆☆		952	人権推進課
				・啓発冊子を産業会館等に配布し、情報の提供に努める。	☆☆☆	商工会に啓発パンフレット等を配布し、啓発に努めている。	—	産業振興課
	・人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画会やパネル展示、講座などの開催を推進します。	人権講演会開催事業	講演会の実施、人権作文発表、ふれあいコンサート、パネル・啓発作品の展示。	継続 人権講演会 日 時:令和2年11月22日(日) 場 所:美和文化会館 大ホール 内 容:未定 募集人数:700人 その他: 中学生による人権作文発表 人権意識の高揚を啓発するパネル展示	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 代替案として中学生による人権作文を「人権週間特集号」に掲載予定。	1,008	人権推進課 学校教育課
				継続 日時:令和2年8月7日(金)午後2時～4時 講師:タレント スマイリーキクチ氏 演題:インターネットと人とのかかわり合い ～突然、僕は殺人犯にされた～ 会場:甚目寺公民館大ホール	—	【未実施】 あま市小中学校人権教育研究会において、新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮されたため、今年度の海部地区人権講演会を中止とした。	350	学校教育課 生涯学習課
				継続 市民人権講座 ①講座名:「ハンセン病問題」 日 時:令和2年6月予定 場 所:未定 募集人数:一般100人(職員研修含む) ②講座名:「障害のある人の人権問題」 日 時:令和2年7月予定 場 所:未定 募集人数:一般 人 ③講座名:「部落差別(同和)問題」 日 時:令和3年2月予定 場 所:未定 募集人数:一般100人(職員研修含む)	—	新型コロナウイルス感染症の影響により、①、②は中止。 ③講座名:「部落差別をこえて～取材ノートから～」 日時:令和3年2月2日(火) 午後2時から午後3時30分まで 場所:あま市人権ふれあいセンター 募集人数:一般100人(職員研修含む)	60	人権推進課
	人権映画会(人権ふれあいセンター)の開催		人権に関する映画会を開催して啓発。	継続 夏休みに開催予定	☆☆☆	日時:令和2年8月11日(火) 午後2時から 作品:「クレヨン星」 「ロボットハートンの疑問」 参加人数:6名	—	人権推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
		人権パネル展開催事業	人権週間等、人権に関するパネル展示及びビデオ上映をして啓発。 市内施設等で人権啓発パネル展示及びビデオ上映の開催予定。	継続 展示予定 ・「人権を理解する作品コンクール」優秀作品展示（6月1日～30日）七宝・美和・甚目寺地区 ・人権講演会パネル展（美和文化会館） ・人権週間に市内啓発テープにて啓発 ・人権週間に市内施設にて人権啓発パネル展示	—	中止 ・「人権を理解する作品コンクール」優秀作品展示（6月1日～30日）七宝・美和・甚目寺地区 ・人権講演会パネル展（美和文化会館） 予定 ・人権週間に市内啓発テープにて啓発 ・人権週間に市内施設にて人権啓発パネル展示	—	人権推進課
		人権の花運動の実施	花を育てる体験を通じて、人の思いやり、心の優しさを育むことにより、人権尊重の精神を身につける。	継続 令和2年11月6日（金）に美和東小学校で開催する。	—	令和2年11月6日（金）に美和東小学校にて行うセレモニーは中止。代替案として、市内全小学校1年生に花の種及び啓発品（えんぴつ）を配布予定。	100	人権推進課
		人権映画上映会の開催	人権に関する映画会を開催して啓発。	実施予定なし	—		—	人権推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
② 身近で参加しやすい学習機会の提供に努めます。 (人権推進課、学校教育課、生涯学習課)	・人権ふれあいセンターや公民館などの身近な公共施設における人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。	地域交流講座開催事業	生活全体を踏まえての事業展開を図り、各種教室を通じての住民交流をより一層深める。	継続 10教室を開催予定	—	新型コロナウイルス感染症の影響により、上半期の事業は中止。 下半期の事業は感染防止対策を講じて実施。	1,315	人権推進課
		生涯学習講座開催事業	個性や能力を発見し、新たなコミュニティを形成する契機とするため各種講座を開催する。	様々な内容、体系の講座約30講座を開催し、個性や能力を発見し、新たなコミュニティを形成する契機とする。	—	【未実施】 前期生涯学習講座で予定していた、11講座については、新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮されたため中止となった。	2,464	生涯学習課
		人権関係図書コーナーの設置	人権ふれあいセンターに人権関連の資料を整備・提供。	継続	☆☆☆	毎月、同和問題図書を購入している。	68	人権推進課
	・体験型、参加型学習を取り入れるなどの効果的な学習方法を研究し、実施していきます。	体験型・参加型学習の研究	ボランティア活動等多様な体験活動や参加意欲を高めるような参加体験型学習のプログラムを実施します。	市民人権講座 「障がいに関する体験型講座-手話-」 開催日：令和2年7月予定 場所：甚目寺公民館 参加人数：30人	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	20	人権推進課
	・偏見や差別のない明るく住みよいまちづくりを進めていくため、多様な社会生活の場での学習機会の工夫と充実を図ります。	P T Aや女性の会など社会教育関係団体への支援	P T Aや女性の会など社会教育団体の求めに応じ、指導・助言を行っていく。	今後も地域での学習機会の提供に資するよう、求めに応じ指導・助言を行う。	—		—	人権推進課
		町内嘱託員、民生・児童委員などとの連携強化	町内嘱託員、民生・児童委員への情報提供や講演会への参加要請。	区長、民生・児童委員へ講演会への参加要請を行う。	—		—	人権推進課
③ 人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成を推進します。 (人権推進課、学校教育課)	・人権に関する正しい学習や教育を行うことができるよう、指導者の養成や指導者の資質向上を図る研修・講座等を実施します。	指導者養成のための学習機会の提供・参加促進	人権教育の指導者を養成する機会の充実、参加促進に努める。	市町村人権啓発指導者研修会等の研修会に参加する。	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	400	人権推進課
				継続 日時：令和2年8月27日（木） 会場：人権ふれあいセンター 午後2時～3時15分 講師：人権推進課長 あま市小中学校人権教育研究会研究主任 演題：あま市人権同和対策事業及び啓発について あま人教・県人教における人権推進について 会場：人権ふれあいセンター	☆☆☆	9/2紙面開催実施	—	学校教育課
	・専門機関や関係機関、関係団体などとのネットワークを構築します。	専門機関や関係機関、関係団体などとのネットワークの構築	国、県との連携を図り、情報収集に努め、開催する講座に取り入れていく。	愛知人権啓発活動ネットワーク協議会等に参加する。	☆☆	第1回会議は資料提供となる。 第2回会議は12月開催予定。	—	人権推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
④ 家庭、地域、学校との連携・協力の強化を図ります。 (人権推進課、学校教育課、企画政策課、社会福祉課、子育て支援課)	・家庭、地域、学校と連携・協力し、市民が地域でのふれあいと支えあいを深め、市民の主体的な相互理解、相互扶助の浸透を図ります。	民生委員・児童委員の連携強化	民生委員・児童委員が家庭と地域社会、行政が連携できるよう、意見交換を行う。	民生委員・児童委員と小中学校との連絡会を開催する。(七宝地区6校、美和地区5校、甚目寺地区6校)	☆☆☆	民生委員・児童委員と小中学校との連絡会を開催した。ただし、七宝地区3校及び甚目寺地区1校は新型コロナウイルス感染予防対策につき中止となったため、七宝地区3校、美和地区5校、甚目寺地区5校の実施となった。	—	社会福祉課 学校教育課
		学校評議員の連携強化	学校評議員が家庭と地域社会、行政が連携できるよう、意見交換を行う。	終了 全小中学校で学校運営協議会を設置済。	—		—	学校教育課
		総合的な子ども支援の推進	子育て支援課を中心に、保健センター、民生児童委員をはじめとする相談・支援機関との連携を強化し、家庭、地域を含めたトータルな子ども支援体制を構築する。	あま市要保護児童対策地域協議会等を開催し、関係機関との連携を図る。	☆☆☆		44	子育て支援課
	・地域における世代間交流を促すことにより、地域全体で人権尊重や支えあいの意識の向上を図ります。	地域コミュニティづくりの推進	コミュニティ推進協議会が主体となり、地域に住む人々が当事者意識を持って、地域の課題解決に取り組むことができるような組織づくりを進める。	平成30年度末において、市の補助金交付対象となりうるコミュニティ団体は、13団体設立されている。	☆☆☆	市の補助金交付対象となりうる14のコミュニティ団体を補助金交付対象として、全団体へ補助金交付による財政的な支援を行っており、各団体で様々な事業が実施されている。	2,170	企画政策課
	・参加体験型学習を重視して、人権に対する正しい理解を深めるため、交流やボランティア体験などの人権教育・啓発活動を推進します。	総合的な学習などを通じた体験・参加型学習機会の充実	障がい者の疑似体験や伝達手段の手話、点字等の学習を総合的な学習の時間に実施する。	継続	—	コロナ禍により調整中	—	学校教育課
		職場体験学習、福祉実践教室など、具体的な事例を活用した学習機会の充実	職場体験学習、福祉実践教室において、ボランティア活動への参加の仕方、心構えなどについて学習する。	継続	—	コロナ禍により調整中	—	学校教育課
		平和体験学習派遣事業	平和推進事業の一環として中学生の代表を平和事業の先進地へ派遣し、戦争の悲惨さや平和の尊さについて学ぶことを目的として実施する。	継続 【予定日】8月17日(月)～18日(火)	—	新型コロナウイルス感染症対策により中止した。	717	企画政策課
	・人権擁護委員の活動支援や連携の強化を図ります。	人権擁護委員等との連携	人権擁護委員をはじめ、国、愛知県との連携のほか、愛知人権啓発活動ネットワーク協議会と協力して、幅広い啓発活動を実施。	継続 人権教室 ・令和2年8月上旬 秋竹小児童クラブにて開催予定 ・令和2年10月27日(火) 市内3保育園にて開催予定	—	人権教室 ・令和2年8月上旬 秋竹小児童クラブにて開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。代替として、啓発品を配布。 ・令和2年10月27日(火) 市内3保育園にて規模を縮小して開催予定	—	人権推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
2. 学校等における人権教育・啓発の推進 (1) あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実		☆☆☆順調（計画事業量に対し順調に実施中）、☆☆（計画事業量に対しやや遅れて実施中）、☆（計画事業量に対し遅れがある）、－（今年度中に取り組むが今後取り組む項目）						
① 就学前教育の充実を図ります。 (子育て支援課、学校教育課)	・子どもや親が人権尊重意識を高めるようにするために、交流や体験を通して人権尊重の精神の基礎を築くよう努めます。	人権保育の推進	あま市人権保育指針に基づく取り組みを推進する。 人権保育実践編を基に実践的に取り組むことができるよう、人権委員会が中心となり事例提案・検討等を実施する。	継続 人権保育指針に基づき、「一人一人の子どもをたいせつにする保育」を目標に・検討を行い、人権保育の実践の推進を図る。	☆☆☆		—	子育て支援課
	・幼稚園、保育園においては、幼児の発達の特性を十分に踏まえ、人権尊重の精神の基礎を築くよう努めます。	幼児教育の推進	人権尊重の精神を築くよう、文化的体験活動や、自然・社会体験活動を充実する。	継続 文化や行事に触れる活動、飼育栽培等を保育活動に取り入れていくと共に教材検討を行う。 個々の発達の特性を十分に踏まえた保育を実施する。	☆☆☆		—	子育て支援課
				関係機関や各課と協力し、就学前相談の充実を図る。	☆☆☆		—	学校教育課
② 学校教育の充実を図ります。 (学校教育課、人権推進課)	・児童生徒が人権問題を自らの問題として考える判断力と実践力を身につけるよう、人権教育の充実に努めます。	人権教育に関する教育カリキュラムの検討	あま市小中学校人権教育研究会において、人権教育推進のための指導資料の作成、人権教育研究を推進する。	人権教育のための系統的なカリキュラムを作成。修正を検討する。	☆☆☆			学校教育課
		小中学校におけるICT教育	児童生徒のコンピューター授業を通して、人権侵害をしないためのインターネット利用上のルールを学習する。	県の「モラルBOX」の事業をはじめ、情報モラルのリテラシーに関する教育を推進する。	☆☆☆		—	学校教育課
	・あま市小中学校人権教育研究会の支援や、各学校における人権教育の内容・方法などを取り入れた心の教育の充実を図ります。	こころ豊かな子どもたちを育む基盤づくり	主体的に判断し、よりよい生活を目指して行動できる人間を育てるための道徳教育の実施。	道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図っていく。	☆☆☆		—	学校教育課
	・児童生徒等の発達段階に対応し、教育内容に創意・工夫を凝らした人権教育を充実します。	人権教育に関する教育カリキュラムの検討（再掲）I-2-(1)-②	あま市小中学校人権教育研究会において、人権教育推進のための指導資料の作成、人権教育研究を推進する。	人権教育のための系統的なカリキュラムを作成。修正を検討する。	☆☆☆		0	学校教育課
		「人権を理解する作品コンクール」作品応募	人権に関する課題を自由に定めて、書道・ポスター・標語の部の作品に取り組む。	・市内小中学校17校に作品募集する。 ・前年度募集した優秀作品を公共施設で展示 日程：6月1日～6月30日 場所：七宝・美和・甚目寺各地区	☆☆	・市内小中学校17校に作品募集する。 募集期間12月提出締切予定。	—	人権推進課
		「全国中学生人権作文コンテスト」作品応募	日常の家庭や学校生活の中で得た体験に基づき作文を書くことを通して、人権尊重の大切さを考えてもらう。	市内中学校5校に作品募集する。	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。（法務局主催事業）	—	人権推進課
		人権の花運動の実施（再掲）I-1-(2)-①	花を育てる体験を通じて、人の思いやり、心の優しさを育むことにより、人権尊重の精神を身につける。	継続 令和2年11月6日（金）に美和東小学校で開催する。	—	令和2年11月6日（金）に美和東小学校にて行うセレモニーは中止。代替案として、市内全小学校1年生に花の種及び啓発品（えんぴつ）を配布予定。	100	人権推進課
		啓発用品作成、配布事業	・啓発品を作成し、輪番により市内小中学校4校に配布する。 ・人権啓発漫画冊子を作成し、市内12校小学6年生全生徒対象に配布する	市内小中学校4校に標語を啓発用品に印刷して作成、配布する。 ・クリアファイル 人権啓発漫画冊子を作成し、市内12校小学6年生全生徒対象に配布し、人権タイム等の授業で活用する。（1,000部）	—	・人権週間に啓発品を、市内小中学校4校に配布予定。	441	人権推進課
		・気づきを通じて自尊感情を高める参加体験型の学習手法を導入します。	参加体験型学習の充実	ロールプレイイング、シュミレーションなどの学習形態を取り入れ、主体的に授業に参加することで実践的態度を培う。	継続 道徳や総合学習の時間等にて、主体的に授業に参加できるよう、ロールプレイ、シュミレーション等の手法を取り入れた授業を進める。	☆☆☆	—	学校教育課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
③ 児童生徒に対する相談体制の整備を図ります。（学校教育課）	・不登校児童生徒等に対する個別カウンセリングや体験活動、学習活動等を組織的、計画的に行うために、教育相談センターの充実を図ります。	教育相談センターの充実	教育上の悩み、いじめ、不登校問題等の「相談活動」や学校が行う生徒指導等への援助、教職員の指導及び研修等の「学校支援」を行うことにより、学校教育及び家庭教育の充実を図る。	継続・拡充 児童生徒・保護者等のいじめ・不登校等の諸問題に早期対応できるよう、教育相談支援員を直接学校へ派遣するなど、教育相談センターを中核とした相談活動の整備を進める。「子どもの自立を支える親の会」を年5回開催し、不登校の深刻な子どもが周りにつながるよう支援を進める。	☆☆☆		23,298	学校教育課
④ 人権教育・保育の充実を図ります。 （人権推進課、学校教育課、子育て支援課	・人権擁護委員による、人権啓発の充実を図ります。	人権の花運動の実施（再掲） I-1-(2)-①	花を育てる体験を通じて、人の思いやり、心の優しさを育むことにより、人権尊重の精神を身につける。	継続 令和2年11月6日（金）に美和東小学校で開催する。	—	令和2年11月6日（金）に美和東小学校にて行うセレモニーは中止。代替案として、市内全小学校1年生に花の種及び啓発品（えんぴつ）を配布予定。	100	人権推進課 学校教育課
		人権擁護委員による「あま市保育園人権教室」を実施	・人権擁護委員による「あま市保育園人権教室」を通して、人権教育・保育の充実を図る。	・令和2年10月27日（火）に、人権擁護委員による「あま市保育園人権教室」を七宝北部保育園・聖徳保育園・大花保育園にて実施予定。	—		—	人権推進課 子育て支援課
(2) 保育士、教職員の資質向上を図る研修の充実								
① 保育士、教職員の指導力の向上を図ります。 (学校教育課、子育て支援課、生涯学習課)	・保育士、教職員の資質や力量の向上を図るために、教育アドバイザーの派遣や教員研修の充実を図ります。	教員の資質向上	教員の資質や力量を向上するために、研修の充実を図る。 ・教育アドバイザーの派遣 ・教員研修「教師力パワーアップ講座」の実施	継続 あま市の教職員の資質・力量の向上のために、「Ama Teachers collegeへステップアップ教師力～」と題して、全11回実施予定。その他に、特別研修を全2回実施予定。。	—	13回中2回実施済み。 9回はコロナ禍により中止。	122	学校教育課
		保育士研修開催事業	保育士の資質や力量を向上するために、研修の充実を図る。	継続 令和2年度研修計画により職員人権研修・救急法指導研修・療育研修・アレルギー研修についての研修を実施予定。 その他 主任保育士研修・中堅保育士研修・救急法指導研修等に参加予定。	☆☆☆	継続 ・救急法指導研修 実施日時：7月16日(木)、8月21日(金) 10月28日(水) 予定 講師：海部東部消防署 職員 参加者：延べ50名 ・感染症研修 実施日時：10月16日(金) 予定 場所：美和文化会館 テーマ：新型コロナウイルス感染症対応について 講師：愛知県立大学看護学部 清水宣明教授 参加者：約90名 ・人権研修 コロナ禍により11月実施予定 ・療育研修 コロナ禍により12月実施予定 ・運動遊び研修 コロナ禍により令和3年1月実施予定	120	子育て支援課
		スクールサポーターの充実	教育活動の支援や、個別の児童生徒の学習支援を行う非常勤や退職教員、ALTなどの派遣を充実する。	継続 引き続き、必要に応じて同程度の配置を行う。	☆☆☆		96,051	学校教育課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
		人権教育講演会開催事業 (再掲) I-1-(2)-①	海部地区人権教育講演会の開催を通じ、市民の人権に対する意識を高める。	継続 日時：令和2年8月7日（金）午後2時～4時 講師：タレント スマイリーキクチ氏 演題：インターネットと人とのかかわり合い ～突然、僕は殺人犯にされた～ 会場：甚目寺公民館大ホール	—	【未実施】 あま市小中学校人権教育研究会において、新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮されたため、今年度の海部地区人権講演会を中止とした。	350	学校教育課 生涯学習課
	・今後の定年退職者増加に対応し、若い保育士、教職員の資質・指導力を向上させるため、初任者研修等の研修体制を充実します。	新任・転入教職員研修事業	人権（同和）教育の研修、フィールドワークの実施。	継続 引き続き、研究の成果を還元できるように実施していく。	☆☆☆	紙面開催実施	—	学校教育課
		初任者等研修体制の整備	教員としての資質・指導力を向上させるため、初任者等に対する研修体制を充実します。	年間3回の初任者研修を実施し、教員としての資質・力量向上させる。	☆☆☆		—	学校教育課
	・研修などを通じて、保育士、教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについて、十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めます。	人権教育講演会開催事業 (再掲) I-1-(2)-①	海部地区人権教育講演会の開催を通じ、市民の人権に対する意識を高める。	継続 日時：令和2年8月7日（金）午後2時～4時 講師：タレント スマイリーキクチ氏 演題：インターネットと人とのかかわり合い ～突然、僕は殺人犯にされた～ 会場：甚目寺公民館大ホール	—	【未実施】 あま市小中学校人権教育研究会において、新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮されたため、今年度の海部地区人権講演会を中止とした。	350	学校教育課 生涯学習課
		研修会等への参加	人権教育に係る研修会等へ参加し、人権問題の解決を図る。	継続 部落解放をめざす愛知研修会・自由同和会 愛知県本部研修大会・人権問題県民講座・人権講演会・保育所職員研修・全国人権保育研究集会・人権教育指導者研修会等に参加予定。	—	コロナ禍により中止、もしくは、今後実施予定。	—	学校教育課 子育て支援課
	・人権学習に関する指導方法や教材開発を推進します。	あま市人権教育研究会の研究推進委員会	人権教育に関する資料収集と啓発に努める。	継続	☆☆☆	コロナ禍により実施形態一部変更	800	学校教育課
(3) 家庭・地域との連携強化								
① 家庭・地域との連携・協力の強化を図ります。 (学校教育課、産業振興課)	・教育委員会で人材バンクを設置し、地域の人材を登録していただき、各学校において地域人材活用を促進します。	教育人材バンクの設置	市内の小・中学校で地域の方々に様々な側面から学校を支援していただくことにより、「生きる力」を育む児童・生徒の育成を図る。	継続 各学校における地域人材活用の促進を進めるため、「教育人材バンク」の充実に努める。	☆☆☆		—	学校教育課
	・子どもたちの社会性や望ましい職業観・勤労観を育成するために、地元の商店街や企業等と連携した社会体験活動や職場体験、出前講座の実施を推進します。	職場体験活動の推進	中学生の勤労観、職業観を育成するとともに、学びを支え、生き方を考えさせる。	「キャリアスクールプロジェクト」推進事業によりキャリア教育を進める。正しい職業観を養うようにする。	☆☆☆	コロナ禍により実施形態変更	543	学校教育課 産業振興課
	・子どもの人権を守るため、小中学校のいじめ・不登校児童生徒の対応方法や指導について、関係機関との情報交換・連携を図ります。	スクールカウンセラー設置事業	いじめ、不登校その他の生徒の問題行動等への対応に資するためカウンセラーを設置し、教職員及び保護者に対する助言及び援助等を行う。	継続 引き続き、県・市のSCと連携を図っていく。	☆☆☆		—	学校教育課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
3. 職場における人権教育・啓発の推進 (1) 企業等事業所における人権教育・啓発の充実		☆☆☆順調（計画事業量に対し順調に実施中）、☆☆（計画事業量に対しやや遅れて実施中）、☆（計画事業量に対し遅れがある）、－（今年度中に取り組むが今後取り組む項目）						
① 企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動を促進・支援します。 (人権推進課、産業振興課)	・企業等に対して研修教材としてのリーフレットなどの作成及び配布などを行い、人権教育・啓発の支援に努めます。	パンフレットの配布などによる啓発	産業振興課と連携を図りながら、商工会、法人会等事業所に、啓発パンフレットを配布し、啓発を行う。	商工会、法人会等事業所に、啓発パンフレット等を配布し、啓発の充実に努める。	☆☆☆	商工会、法人会等事務所に、講演会等への参加を呼びかけ、啓発に努めている。	—	人権推進課 産業振興課
	・人権尊重の考え方から、事業所や市民に対して、個人情報の保護や情報管理に関する啓発を行います。	広報、市ウェブサイトなどによる啓発	広報、市ウェブサイトなどを通して、意識啓発を行っていく。	引き続きウェブサイト等の充実に努める。	☆☆☆	実施中	—	人権推進課
	・広報誌などにより伝統産業などを紹介します。	パンフレットの配布などによる啓発	地元の伝統産業などのパンフレットを作成し、紹介及び啓発を行う。	地元企業の情報を収集し、パンフレットやインターネット等での紹介する。	—	今年度から期間を限定せず募集する予定。	—	産業振興課
	・商工会との連携に努めます。	人権に関する講演会等の情報提供及び参加呼びかけ	商工会、法人会等事業所に、講演会等の案内をし、参加を呼びかける。。	商工会、法人会等事業所に、講演会等への参加を呼びかけ、啓発の充実に努める。	☆☆☆	商工会、法人会等事務所に、講演会等への参加を呼びかけ、啓発に努めている。	—	産業振興課
(2) 雇用の機会均等の確保と働きやすい職場づくり								
① 雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進します。 (人権推進課、産業振興課)	・企業等における人材の採用に当たっては、個人の能力と適正に基づく公正な採用選考の確立を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、周知徹底に努めます。	パンフレットの設置などによる啓発	ハローワークとの連携を取りながら、パンフレットの設置などにより制度の周知を行う。	公正採用選考に関するパンフレットを市庁舎に配置する。	☆☆☆	実施中	—	人権推進課
	・就労の場における男女共同参画を推進するため、企業等事業所に対して「男女雇用機会均等法」などの周知を図ります。	広報、市ウェブサイト等による情報提供	男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知を行う。	「男女雇用機会均等法」及び関係法令等の内容について、市ウェブサイトを通じて情報提供をしていく。	☆☆☆	市公式ウェブサイトで情報提供を行っている。	—	産業振興課
	・巡回労働相談や特定社会保険労務士による派遣労働相談を実施します。	広報、市ウェブサイトや商工会を通じて広く募集する。	雇用する労働者の休業・雇用等の問題、年金相談や労使間のトラブル、労働条件の整備などについて、申出のあった相談企業（事業者）へ特定社会保険労務士を派遣して、問題解決にサポート的な役割をする。	労働相談の開催を通じて、相談体制を継続して維持する。	☆☆☆	巡回労働相談（4～8月） 開催日：毎月第 月曜日 相談件数：0 件 派遣労働相談 開催日：随時 相談件数： 0 件	120	産業振興課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
(3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進								
① 市職員に対する人権教育・啓発を充実します。 (人権推進課、人事秘書課)	・市民の模範となるべき市職員においては、人権尊重を基本とした職務を遂行できるよう、また、地域の指導者となるべき人権感覚を身につけられるよう、研修や学習機会を一層充実します。	人権研修の充実	人権意識を高め、人権の視点に立った職務の遂行と人権問題の解決に向け地域における推進的役割を担える職員を育成するため、各種人権研修を充実する。	継続 ・人権施策推進本部員・幹事会人権研修 それぞれの職務を通して積極的に人権問題解決に取り組む姿勢を確立するとともに、常に人権意識をもって職務を遂行し、職場におけるあらゆる人権問題の解決を図ることを目的とし実施する。 ①部落差別（同和）問題 日 時：令和2年7月予定 午前8時30分から午前10時まで 場 所：未定 対象職員：課長以上 ②男女共同参画 日 時：令和3年1月予定 午前8時30分から午前10時まで 場 所：未定 対象職員：課長以上	—	中止 ①部落差別（同和）問題 日 時：令和2年7月予定 午前8時30分から午前10時まで 場 所：未定 対象職員：課長以上 実施予定 ②部落差別（同和）問題（テーマを変更） 日 時：令和3年1月27日（水）予定 午前8時30分から午前10時まで 場 所：未定 対象職員：課長以上	40	人権推進課
		・人権施策推進本部員・幹事会人権研修 ・職員人権研修		継続 ・職員人権研修（年3回） 市職員がそれぞれの職務を通して積極的に人権問題解決に取り組む姿勢を確立するとともに、常に人権意識をもって職務を遂行し、職場におけるあらゆる人権問題の解決を図ることを目的とし実施する。 ①ハンセン病問題 日 時：令和2年6月予定 場 所：未定 （市民人権講座に参加） ②〇〇人権問題 日 時：令和2年9月予定 場 所：未定 ③部落差別（同和）問題 日 時：令和3年2月予定 場 所：未定 （市民人権講座に参加）	—	中止 ①ハンセン病問題 日 時：令和2年6月予定 場 所：未定 （市民人権講座に参加） 実施予定 ②女性（外国人）の人権について 日 時：令和2年9月24日 場 所：すみれの里 ③部落差別（同和）問題 日 時：令和3年2月2日（火） 午後2時から午後3時30分まで 場 所：あま市人権ふれあいセンター （市民人権講座に参加）	60	人権推進課
				引き続き、研修機会の充実に努め、多方面に参加を促す。	☆☆☆		—	人権推進課
				継続 ・全職員を対象とした人権研修を引き続き実施する。 ・海部地区研修協議会の階層研修において実施する人権研修に職員を参加させる。 ・市独自に実施する新規採用職員研修において、人権研修を実施する。	☆☆☆	・全職員を対象とした人権研修を引き続き実施できるよう検討中。（実施時期未到来） ・海部地区一般職員前期研修において、人権研修を実施する。（実施時期未到来） ・海部地区新規採用職員研修において、人権研修を実施した。 日時：令和2年7月8日 場所：弥富市総合福祉センター 受講者数：22人 ・市独自に実施した新規採用職員研修において、人権研修を実施した。 日時：令和2年6月25日 場所：あま市役所本庁舎 受講者数：22人	200	人事秘書課
		人権講座や人権研修会への職員の派遣 （再掲） I-1-(2)-③	行政職員としての資質の向上を図るために実施する。	市町村人権啓発指導者研修会等の研修会に参加する。	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	400	人権推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
	・より高い人権意識を持って職務に従事できるよう、市職員の講演会などへの参加促進を図り、市民に対して人権尊重を基本とする接遇・市民サービスの提供や個人情報保護の徹底を図ります。	市職員の講演会などへの参加促進	人事秘書課と連携をとりながら、研修等に積極的に参加し、市職員の意識の高揚を図る。	人権講演会への職員参加を呼びかける。	—		—	人権推進課
② 教育関係者に対する人権教育・啓発を充実します。 (学校教育課、子育て支援課、生涯学習課)	・保育士、教職員が人権尊重に対する理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していくために、職員研修を充実させ、資質の向上を図ります。	人権教育講演会開催事業 (再掲) I-1-(2)-①	海部地区人権教育講演会の開催を通じ、市民の人権に対する意識を高める。	継続 日時：令和2年8月7日(金)午後2時～4時 講師：タレント スマイリーキクチ氏 演題：インターネットと人とのかかわり合い ～突然、僕は殺人犯にされた～ 会場：甚目寺公民館大ホール	—	【未実施】 あま市小中学校人権教育研究会において、新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮されたため、今年度の海部地区人権講演会を中止とした。	350	学校教育課 生涯学習課
		保育士研修開催事業 (再掲) I-2-(2)-①	各種研修会の実施。	部落解放をめざす愛知研修会・自由同和会愛知県本部研修大会・人権問題県民講座・保育所職員研修・人権講演会・全国人権保育研究集会・人権教育指導者研修会等に参加予定。	—	コロナ禍により中止、もしくは、今後実施予定	—	子育て支援課
③ 福祉関係者、保健・医療関係者、消防関係者に対する人権教育・啓発を充実します。 (社会福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、健康推進課、市民病院事務局、安全安心課)	・福祉関係、保健・医療関係、消防の業務に従事する者に対して、個人情報や虐待防止など人間の尊厳に対する認識を深められるよう、職員研修を充実させ、資質の向上を図ります。	人権に関する研修等の情報提供	プライバシーへの配慮、人格の尊重等、人権に配慮した処遇の徹底を図るとともに、人権意識の高揚に向け、積極的な取組が行われるよう、必要な情報や教材の提供、研修等の情報提供などの支援を行う。	継続 引き続き愛知県等の研修情報等の情報提供を行う。	☆☆	研修情報等の情報を、メールなどで各事業所に周知している。	—	社会福祉課
				継続 関係機関の代表者による虐待等防止ネットワーク協議会にむけて、関係機関の担当者による実務者会議を開く。(平成25年度から定期開催(偶数月第2月曜日)を実施)	☆☆☆	実務者会議を計画通り4月、6月、8月に実施し、虐待防止啓発活動の計画や虐待のケース検討を行っている。	568	高齢福祉課
				研修・事例検討会等に参加し情報提供などの支援を行う。	☆☆☆		—	子育て支援課
				研修等に参加し情報提供などの支援を行う。	☆☆☆		—	健康推進課
				指定管理者に対し、研修等で得た情報を提供する。	☆☆☆	実施中	—	病院事業管理課
				消防分団長会議にて団員に、人権講演会への参加を呼びかけを行う。	—		—	安全安心課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
4 人権擁護の推進 (1) 個人情報保護の体制強化		☆☆☆順調（計画事業量に対し順調に実施中）、☆☆（計画事業量に対しやや遅れて実施中）、☆（計画事業量に対し遅れがある）、－（今年度中に取り組むが今後取り組む項目）						
① 市職員の個人情報の取扱いに対するモラル向上に努めます。 (総務課、市民課、企画政策課)	・市職員が個人情報保護のための意識を高めるとともに、職員研修などで個人情報に対するセキュリティ意識の向上を図ります。	職員研修によるセキュリティ意識の強化	職員にインターネットを利用した研修会に参加させ、個人情報の重要性の再認識とセキュリティ意識の強化を図る。	e-ラーニング等を活用して情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の重要性の再認識とセキュリティ意識の強化を図る。	☆☆☆	インターネットが閲覧できるパソコンを用い、受講を開始した。随時受講募集を行い、令和2年12月末を目途に受講が完了する予定。	—	企画政策課
	・個人情報の適切な管理体制や、個人情報に関する業務を適切に遂行できるよう、個人情報保護に関する仕組みづくりの強化に努めます。	個人情報保護のための意識啓発	あま市個人情報保護条例の適正な運用のための助言、指導等を行う。 ・個人情報保護制度の運用 ・個人情報保護審議会の開催	継続 個人情報の適正な運用及び個人情報保護審議会の開催。	☆☆☆	個人情報保護の適正な運用のため、個人情報保護審議会を開催した。 ●開催日 令和2年6月24日 ●場所 書面会議	138	総務課
		あま市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の周知	住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止するため、本人以外の第3者に証明書を交付したとき、事前登録者へ交付した証明書の種別等を通知する制度の周知。	制度の周知を図るため、11月の人権講演会及び1月の成人式にてチラシ配布、広報に掲載。人権推進課が12月に発行する冊子にチラシを入れ込む。ウェブサイトには常時掲載し、申出書もダウンロードできる。	☆☆☆		—	市民課
(2) 人権侵害に対する相談・支援体制の充実								
①様々な人権問題に対する相談・支援体制を充実します。 (人権推進課、高齢福祉課、社会福祉課、子育て支援課)	・市民にとって身近で相談しやすい窓口づくりに努めます。	個別の課題に対応した相談窓口の充実	個別の相談について各課における窓口を明確にし、相談体制を充実する。	窓口の明確化、相談体制の充実について継続的に検討・実施する。	☆☆☆	市ホームページ等に、人権に関わる相談窓口の一覧を分野ごとにまとめて掲載している。	—	人権推進課
				障害者虐待防止センターを福祉部社会福祉課障害福祉係に設置し、相談窓口を開設し対応する。	☆☆☆	障害者虐待防止センターを福祉部社会福祉課障害福祉係に設置し、相談窓口にて対応している。	—	社会福祉課
				継続 直営型のあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センター（菫目寺・七宝・美和）にて、高齢者全般にわたる相談窓口にて対応する。	☆☆☆	地域に住む高齢者の様々な相談に直営型のあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センター（菫目寺・七宝・美和）の窓口を広報・ちらしなどで周知し対応している。	—	高齢福祉課
				家庭児童相談員2名及び母子・父子自立支援員1名を配置し、相談事業を実施する。	☆☆☆		8,144	子育て支援課
		窓口のワンストップ化の推進	複数の窓口に係る手続きをできる限り一つの窓口で済むよう、支援体制の整備を図る。	より利便性の良い相談窓口に務める。	☆☆		—	人権推進課
				何度も同じ相談を複数の窓口でしなくてもよいように、相談内容を把握し的確な窓口につなげるよう努める。	☆☆☆	何度も同じ相談を複数の窓口でしなくてもよいように、相談内容を把握し的確な窓口につなげるよう努めた。	—	社会福祉課
				継続 直営型のあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センターにおいて、専門職員による高齢者全般にわたる相談についてワンストップにて対応できる体制を維持していく。	☆☆☆	直営型の地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センターにて高齢者全般にわたる相談について対応している。	—	高齢福祉課
				相談内容を的確に把握し、他課での対応が必要な場合は関係職員に出向いてもらい、相談内容を正確に伝達するよう努める。	☆☆☆		—	子育て支援課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
	・女性や子どもに関する相談や高齢者・障がいのある人の権利擁護に関わる相談など、それぞれの分野別での相談窓口の充実に向け、相談員の資質向上と相談関係機関との連携を図ります。	心配ごと相談事業（社会福祉協議会）	生活上のいろいろな心配や悩み等について、民生委員・児童委員等による相談、弁護士による法律相談を実施。	継続 前年と同様に実施する。	☆☆☆	実施日及び場所（4～8月） 第1木曜日 美和総合福祉センター 0件 第2木曜日 甚目寺総合福祉会館 3件 第3木曜日 七宝総合福祉センター 0件	1,224	社会福祉課
		女性相談事業	家庭を取り巻く様々な悩みごとなどに対して豊かな知識や経験を持つ女性相談員が問題解決に努める。	女性の様々な悩みごとに対して、女性相談員が問題解決に努める。	☆☆☆		5,649	子育て支援課
		母子家庭等相談事業	母子父子家庭や寡婦の方が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談などを総合的に行う。	母子・父子自立支援員が対応し、自立支援に向けた、就業・子育てに関する相談を実施する。	☆☆☆		2,495	子育て支援課
		身体・知的・精神障害（児）者相談事業（社会福祉協議会）	身体などに障がいのある本人、家族に対して親身に相談にのり、適切な相談機関やサービスに結びつける。	前年度と同様に実施する。 障害者相談支援事業を社会福祉協議会に委託して実施する。	☆☆☆	（4～8月） 相談実人数：704人、延べ相談件数：2,145件	26,113	社会福祉課
		虐待等に関する相談・通報事業	児童、高齢者、障がい者、配偶者等への虐待等に関する相談・通報を受付ける。	相談は家庭児童相談員が対応し助言等を行う。虐待通報があった場合は、子育て支援課職員と共に訪問し、安全確認のうえ指導する。	☆☆☆		5,649	子育て支援課
				継続 高齢福祉係、直営型のあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センター職員の共同体制で相談及び通報を受け支援を行っている。	☆☆☆	高齢福祉係、直営型のあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センター職員の共同体制で相談及び通報を受け支援を行っている。	—	高齢福祉課
				社会福祉課障害福祉係に設置した障害者虐待防止センターで相談を行う。	☆☆☆	福祉部社会福祉課障害福祉係に設置した障害者虐待防止センターで相談の対応を行っている。	—	社会福祉課
				子育て支援課、児童相談所等と連携し、ネグレクトや虐待に関して注意を促す学校支援会議を開催する。	☆☆☆		—	学校教育課
		こまりごと相談事業	家庭内の問題・近隣関係・いじめ・差別問題など、生活上の相談に応じる。	継続 年4回開催予定	☆☆☆	（4～8月） 相談件数：0件	—	人権推進課
		人権相談事業	家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの相談に人権擁護委員が応じる。	継続して実施するとともに、市民へ周知する。	☆☆☆	（7、8月） 実施日：毎月第3金曜日9：30～12：00 相談件数：0件 4～6月は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。	—	人権推進課
		教育相談センターの充実（再掲）Ⅰ-2-(1)-③	教育上の悩み、いじめ、不登校問題等の「相談活動」や学校が行う生徒指導等への援助、教職員の指導及び研修等の「学校支援」を行うことにより、学校教育及び家庭教育の充実を図る。	継続・拡充 児童生徒・保護者等のいじめ・不登校等の諸問題に早期対応できるよう、教育相談支援員を直接学校へ派遣するなど、教育相談センターを中核とした相談活動の整備を進める。「子どもの自立を支える親の会」を	☆☆☆		23,298	学校教育課
		消費生活相談	消費者トラブル等についての相談に応じる。	海部地域消費生活センターでの相談業務及び巡回相談を実施する。	☆☆☆	海部地域消費生活センターでの相談（4～8月） 開催日：随時 相談件数：155件 巡回相談 0件 新型コロナウイルス感染症の影響により休止し、8月より予約制にて再開	1,623	産業振興課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
		ゲートキーパー養成研修	地域における自殺予防対策を推進するため、自殺を考えている人や悩んでいる人の相談に対応するため、相談者を育成し、自殺の防止を図る。	甚目寺地区（会場未定）1回/年 予定	—		20	健康推進課
		こころの相談員による予約制の個別相談の実施	自殺を未然に防ぐため、自殺の危険性が高い方の早期の発見、早期対応を図る取り組みを行う。	相談実施者、対象者により相談会を分ける ・精神保健相談 3回/年（甚目寺） 精神科医による相談会 ・こころの相談室 12回/年（甚目寺） 公認心理師による成人対象の相談会 ・心理相談 公認心理師による母子対象の相談会 24回/年（甚目寺） 12回/年（七宝） 12回/年（美和）	☆☆☆		120	健康推進課
	・DVなどの暴力や虐待の根絶に向けて、関係機関との連携を強化し、相談や一時保護、自立支援などの被害者への支援に取り組みます。	DVの防止及び被害者の保護	女性相談員を中心に、被害者の相談、一時保護、自立支援を行うとともに、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実に努める。	家庭児童相談員を配置し、DV担当者と連携し被害者の相談、保護及び自立に向けての支援を行う。また研修会に参加し、相談員の資質向上を図る。	☆☆☆		5,649	子育て支援課
		DV被害者支援体制の充実	各機関とのネットワークを構築・強化し、情報の共有化を行い、被害者の安全確保や精神的負担の軽減に努め、自立して生活するための支援体制の整備を図る。	あま市虐待等防止ネットワーク実務者会議で各機関と情報を共有するほか、愛知県の担当者実務者研修に参加し、支援体制の強化を図る。	☆☆☆		—	子育て支援課
				継続 引き続き高齢者のDV対象者に対して、身体的及び精神的ダメージを軽減するため、一時的な施設入所体制を行っていく。	☆☆☆	高齢者のDV対象者に対しては、関係機関と連携して対応している。	732	高齢福祉課
				障害者虐待防止センターを福祉部社会福祉課障害福祉係に設置し、相談窓口を開設する。	☆☆☆	障害者虐待防止センターを福祉部社会福祉課障害福祉係に設置し、相談窓口にて対応している。	—	社会福祉課
	・虐待を発見した場合の通報義務について、周知と啓発を行うとともに、虐待対応マニュアルを作成し、関係機関との連携による迅速な対応ができる体制を整えます。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による周知・啓発	「児童虐待の定義の見直し」、「通告義務の範囲の拡大」等、通告義務の重要性について周知・啓発を図る。	あま市虐待等防止ネットワークとして、虐待に関する啓発や連絡先周知の記事をウェブサイトや広報に掲載する。 市や国県で作成した啓発物品やパンフレットを街頭啓発活動等で配布する。	☆☆☆		26	子育て支援課
		高齢者虐待防止マニュアルの作成	高齢者虐待対応マニュアルを作成し、迅速に対応できる体制づくりを推進する。	継続 今後も、高齢者虐待の実情に適した内容に、高齢福祉係、直営型のあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センターの職員で検討会を行った上で、随時改訂していく。	☆☆☆	地域包括支援センターの業務を社会福祉協議会に業務委託したことにより、虐待対応窓口に変更があったため、実情に合わせたマニュアルに改訂した。	—	高齢福祉課
	・専門機関や関係機関、関係団体などと、あま市虐待等防止ネットワーク協議会のネットワークによる効果的かつ効率的な相談体制の構築を進めます。	効率的な相談体制の構築	虐待のケースに応じた、より効果的な関係機関との連携のあり方を構築する。	継続 虐待のケースにより、民生委員や介護サービス事業者からの情報の共有を図り、効果的な対応を図っていく。	☆☆☆	関係者、関係機関と連携し対応している。	—	高齢福祉課
	・多様な人権問題に対して、人権侵害の発生を未然に防ぐための人権教育・啓発活動を充実します。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による周知・啓発	広報誌やウェブサイトにさまざまな人権問題に対する情報を掲載し、正しい理解の促進に努める。	人権問題の動向を把握し、必要に応じて広報、パンフレットにより周知・啓発を図る。	☆☆☆	ホームページに掲載し、正しい理解の促進に努めている。	—	人権推進課

「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」令和2年度 実施計画進捗状況

Ⅱ 重要課題と取り組みの方向性(分野別施策)

(※予算額欄「－」は当該施策に係る額が特定できないもの。)

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
1 女性 (1) 男女の人権の尊重		☆☆☆順調（計画事業量に対し順調に実施中）、☆☆（計画事業量に対しやや遅れて実施中）、☆（計画事業量に対し遅れがある）、－（今年度中に取り組むが今後取り組む項目）						
① 男女共同参画・男女平等の意識を高める学習・啓発を推進します。 (人権推進課、生涯学習課)	・「あま市男女共同参画推進条例」の周知を図ります。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による周知	「あま市男女共同参画推進条例」及び「プラン」等の周知を行う。	強調月間等、適時適切に周知を行う。	☆☆☆	広報、市ウェブサイト等に掲載し周知を図った。	－	人権推進課
	・男女共同参画が生活の中に定着するために「男女共同参画週間・月間」などの取組を広報紙、パンフレット、ウェブサイトなどの各種媒体により啓発します。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による啓発	「男女共同参画週間・月間」の周知を行う。	男女共同参画週間にパネル展を開催する広報や市ウェブサイトにおいての周知を行う。	☆☆	パネル展については新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 男女共同参画週間に関する記事を広報6月号に掲載。	－	人権推進課
	・男女共同参画・男女平等を推進する講座やセミナーなど、様々な学習機会の提供に努め、市民への啓発を促進します。	男女共同参画をテーマとした講座の開催	男女がともに地域に参画するために必要な知識を学ぶ機会を提供する。	昨年度同様にパソコン講座を前後期と開催し、男女がともに地域に参画するために必要な知識を学ぶ機会を提供する。	－	【未実施】 前期生涯学習講座で予定していた、パソコン講座「初めてのパソコン」「パソコンを楽しむ」については、新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮されたため中止となった。	280	生涯学習課
		男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催 (再掲) I-1- (1) -①	男女共同参画講演会、パネル展、セミナー等示の開催。	男女共同参画講演会 日 時:令和2年9月27日 (日) 場 所: 甚目寺公民館 大ホール 講 師: 松本 薫 (予定) 募集人数:700人 その他: 男女共同参画に関するパネル展示	－	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	830	人権推進課
	・家庭、地域、学校などの中で、固定的な性別役割分担意識を見直し、平等意識の醸成が図れるよう、啓発活動を推進します。	性別役割分担意識や慣行の見直しを図る講座等の開催	「男は仕事、女は家庭」に象徴される固定的な性別役割分担意識や慣行の見直し、男性の育児や介護に関する情報提供や意識改革を図る。	男女共同参画家実践講座の開催 ○男性向け両氏教室 講師：未定 日時：令和2年7月下旬 場所：美和公民館 参加人数：12組	－	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。 下半期に行う予定。	51	人権推進課
		図書館における関連図書、資料の情報提供	各関係機関からの発行資料を市図書館に提供するとともに、男女共同参画に関する書籍を選定・購入して資料活用の充実を図る。	各関係機関からの発行資料を図書館に提供するとともに、男女共同参画に関する書籍を選定・購入して資料活用の充実を図る。	☆☆☆	各関係機関からの発行資料を図書館に提供するとともに、男女共同参画に関する書籍を選定・購入して資料活用の充実を図っている。	－	生涯学習課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
(2) 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり								
① 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりを推進します。 (人権推進課、子育て支援課、産業振興課)	・仕事と家庭生活の両立のための支援体制の整備、関係法制度などの広報・啓発、情報提供などについて、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。	広報、市ウェブサイト等による情報提供	男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知。	働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの必要性についての情報提供を積極的に行う。	☆☆☆	市ウェブサイトにおいてワークライフバランスについての記事を掲載。	—	人権推進課
				国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に仕事と家庭生活の両立のための支援体制の整備等を情報提供する。	☆☆☆	市公式ウェブサイトでの周知や市窓口等でのパンフレット配布により、状況提供を行っている。	—	産業振興課
	・仕事と家庭生活の両立に関する相談体制の整備とともに、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実や、一時預かり、延長保育を充実します。	延長保育事業	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常保育時間を超えた保育を実施する。	実施箇所数 全12か所	☆☆☆		—	子育て支援課
		放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、放課後児童指導員を配置し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。	設置 27か所	☆☆☆		147, 192	子育て支援課
		放課後子ども教室事業	放課後の子どもたちの安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域との交流等を通して健全な育成を図る。市内の小学校を利用して実施。	拡充 七宝、宝小学校を新設する。	☆☆☆		12, 580	子育て支援課
		ファミリー・サポート・センター事業	大治町と合同で、子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを地域の中で行う住民参加型の組織であり、その会員同士の連絡及び調整を行うとともに、会員への講習を行う事業。	継続	☆☆☆		9, 356	子育て支援課
		一時預かり事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児につき、保育所等において、一時的に保育を行う事業。	実施箇所数 4か所	☆☆☆		—	子育て支援課
		低年齢児保育事業	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため、低年齢児の保育を実施。	産休明けから実施 4か所 満6か月から実施 2か所 満10か月から実施 6か所	☆☆☆		—	子育て支援課
		特定社会保険労務士による派遣労働相談	事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じる。	商工会の協力を仰ぎながら派遣労働相談を実施し、仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりを推進する。	☆☆☆	派遣労働相談 (4～8月) 開催日：随時 相談件数： 0 件	120	産業振興課
		母子家庭等就業相談事業	母子父子家庭や寡婦の方が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談などを総合的に行う。	母子・父子自立支援員にて対応し、自立支援に向けた、就業・子育てに関する相談を実施する。	☆☆☆		9, 292	子育て支援課
		育児休業明け予約事業の実施	出産、育児休業後スムーズに復職できるように、育児休業明け予約事業の実施。	継続 令和2年度途中に保護者が育児休業から復職する児童の保育所等途中入所予約を受け付ける。	☆☆☆		—	子育て支援課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
		病児・病後児保育事業の実施	保護者の就労等のために家庭で保育等ができない児童で病気または病気の回復期にあり、集団での保育等が困難な児童を一時的にお預かりする。	拡充 令和2年度8月以降美和地区に開設する。	☆☆☆		25,967	子育て支援課
	・ひとり親家庭への就業支援を充実します。	母子・父子自立支援員の配置	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の保護者からの相談を受け、自立に必要な情報提供及び指導並びに職業の能力の向上及び求職活動の支援等を行う。	美和、七宝にて定例で開設していた出張窓口については、随時の開設へ変更	☆☆☆		2,495	子育て支援課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課	
(3) 女性に対する暴力の根絶と被害者支援									
① 女性に対する暴力の根絶に向けて周知啓発します。 (人権推進課)	・DVやセクシュアル・ハラスメントなど、男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくため、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。	DV等防止に関する啓発・情報提供	DVに関する知識を高め、女性に対するあらゆる暴力の防止に向けての取組を行う	市ウェブサイトにおいてDVに関する情報提供を行う。	☆☆	市ウェブサイトにおいてDVに関する情報提供を行った。	—	人権推進課	
	・あま市DV防止計画を推進します。			DV防止週間パネル展	—	11月12日（月）から11月25日（日）の女性に対する暴力の防止運動期間に甚目寺庁舎において、DVに関するパネル展を開催。	—	人権推進課	
② 女性に対する暴力の被害者支援を充実します。 (子育て支援課、産業振興課、人権推進課、関係各課)	・女性相談員を中心に、被害者の相談・一時保護・自立支援を行うとともに、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。 ・被害者の状況に応じて迅速に対応できるよう、関係機関と連携を図り、支援体制の整備充実に努めます。	DV被害者の安全確保と一時保護の実施	DV被害者の安全確保と相談、指導、一時保護、自立支援を行う。	家庭児童相談員を配置し、DV担当者と連携し被害者の相談、保護及び自立に向けての支援を行った。また研修会に参加し、相談員の資質向上を図る。	☆☆☆		5,649	子育て支援課	
		窓口のワンストップ化の推進	DV相談窓口、手続きのワンストップ化を図る。	家庭児童相談員2名を配置し、DV相談窓口及び手続きのワンストップ化を図る。	☆☆☆		5,649	子育て支援課	
		巡回労働相談の実施	労使間のトラブル、待遇の問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの労働問題全般について、県から派遣された専門員が月1回市役所（分庁舎含む）で相談に応じる。	予約制で月1回本庁舎で県から派遣された専門員による相談窓口を開設する。	☆☆☆	市ホームページ、広報で巡回労働相談の周知を行っている。 巡回労働相談 開催日：毎月第2木曜日相談件数：0件	—	産業振興課	
			あま市虐待等防止ネットワーク協議会によるDV被害者支援体制の充実	各機関とのネットワークを構築・強化し、情報の共有化を行い、被害者の安全確保や精神的負担の軽減に努め、自立して生活するための支援体制の整備を図る。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会及び実務者会議で、様々な事例に対して情報を共有し、対応を協議する。	☆☆☆		—	子育て支援課
			女性相談担当者会議による情報共有	女性相談担当者会議による情報共有と連携強化を図る。	県主催の担当者会議に積極的に参加し、情報共有と連携強化を図る。	☆☆☆		—	子育て支援課
(4) 女性のエンパワメント									
① 意思決定機関への女性の参画を促進します。 (人権推進課、人事秘書課、生涯学習課)	・審議会等委員への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。	審議会、委員会等への女性の登用状況についての調査、結果公表の実施	女性委員の登用を積極的に関係各課へ働きかけ、登用状況を定期的に調査及び公表し、女性登用を推進する。	継続 市ウェブサイトにおいて公表する。	—	市ウェブサイトにおいて公表予定	—	人権推進課	
		女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実施	市役所における女性職員の管理職登用を積極的に促進する。	継続 女性職員の管理職登用を積極的に推進していく。	☆☆	以下のとおり女性職員を管理職に登用している。 課長級：7人 園長：9人	—	人事秘書課	
	・男女共同参画に関するセミナーや情報提供を通じ、意識啓発に努めるとともに、地域活動などの意思決定機関への女性の参画、女性リーダーの育成の促進を図ります。	愛知県男女共同参画人材育成セミナーの受講候補者の推薦	積極的に社会へ参画している女性を発掘し、男女共同参画の推進を担う人材育成を図る。	隔年から3年毎に変更となったため、実施予定なし。	—	今年度実施予定なし	—	人権推進課	
		男女共同参画社会づくり推進活動支援	あま市女性の会に対し補助金を交付することにより、女性の社会参画促進や社会教育及び地域社会の発展を図る。	昨年度同様に補助金を交付し、女性の社会参画促進や社会教育及び地域社会の発展を図る。	☆☆☆	あま市女性の会に対し、補助金を交付した。	200	生涯学習課	
② 女性活躍推進法に基づく事業に関する情報提供を充実します。（人権推進課）	・女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するための取組の情報提供を推進します。	セミナーを通じた女性活躍の推進	働きやすい環境整備のための情報を市民や企業に提供する。又、女性の再就職のためのセミナー等を開催する。	女性の新たな活躍、あま市で暮らし続けることを魅力的に感じさせることを目的に、市民記者を募り、取材から記事作成まで行い、市内で活躍する女性を取り上げた情報誌を作成する。 女性活躍情報誌で取り上げた女性を招き交流会を開催する。	—	女性活躍情報誌で取り上げた女性を招き交流会を開催する。令和3年2月開催予定。	484	人権推進課	

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
		ワークライフバランスの実現に向けた意識づくり (再掲) I-3- (3) -①	ワークライフバランスの必要性に関する情報提供や普及啓発を図る。	実施予定なし	—		—	人権推進課
(5) 生涯を通じた健康支援								
① 心とからだの健康づくりを支援します。 (人権推進課、健康推進課)	・男女が互いの性差を理解し、健康に過ごすことができるよう、それぞれ特有の病気や健康状態に関する情報提供を行います。	性差を考慮した情報提供	女性特有の疾患の予防・早期発見を図るため、健康教育やパンフレットの配布による情報提供や、健康相談を通して正しい知識の普及を図る。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	—		0	健康推進課
	・健康な食生活や食育、がん予防に関する生活習慣改善のための知識の普及・啓発を行うとともに、健康教室・健康相談事業等を充実します。	健康増進事業の推進	・健康教室の開催 ・健康相談の実施 ・がん予防に関する生活習慣病のための知識の普及	継続 健康教室 年177回 健康相談 年38回 栄養相談は随時実施	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、9月末まで一部事業を中止したため。	473	健康推進課
② 性差を踏まえた健康づくりを支援します。 (健康推進課、子育て支援課)	・女性は妊娠や出産に伴う健康上の問題等、男性と異なる健康上の問題に直面することに留意し、その不安を少しでも取り除くための相談、指導体制を充実します。	マタニティ教室の開催	妊婦とその夫を対象としたマタニティ教室の開催。	甚目寺保健センター 一般編 4回/年 栄養編 3回/年 歯科編 6回/年 七宝保健センター 一般編 4回/年 栄養編 3回/年 歯科編 4回/年 美和保健センター 一般編 4回/年 栄養編 3回/年 歯科編 4回/年 を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月末まで見合わせ。	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため7月末まで中止したため。	880	健康推進課
		妊娠・出産等に関する健康支援 (再掲) I-1-(1)-③	妊娠中の不安の軽減、出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的とした妊婦家庭訪問、こんにちは赤ちゃん家庭訪問の実施。	継続	☆☆☆	こんにちは赤ちゃん訪問 272人	660	健康推進課
		女性相談員配置	要保護女子等に、生活相談など自立に向けた相談に応じ、悩みごとの解決を図ると共に、併せて必要に応じ適切な保護を行う。	家庭児童相談員を配置し、女性の様々な悩みごとに対して、問題解決に努める。	☆☆☆		5,649	子育て支援課
		家庭児童相談員、母子・父子自立支援員の配置	母子等の人権を尊重し、経済的、精神的安定と自立を図る。	家庭児童相談員2名と母子・父子自立支援員1名を配置し、母子等の経済的及び精神的安定と自立に向け就業等の相談を実施する。	☆☆☆		8,144	子育て支援課
	・女性に特有のがんである子宮がんや乳がんの早期発見・治療につなげるため、適切な知識やがん検診の必要性について情報提供、普及啓発を図ります。	女性のライフステージに応じた健康に関する情報提供	女性に特有のがんである子宮がん・乳がんに関する適切な知識やがん検診の受診の必要性について、情報提供、普及啓発に努める。	継続(集団検診は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止) 子宮がん・乳がん検診の個別検診(医療機関)を実施予定	☆☆☆		22,309	健康推進課
		節目対象者における子宮がん、乳がんの無料検診の実施	検診の受診を促進して、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図る。	①節目年齢の新規対象者に検診無料クーポン券・検診手帳の配布する。	☆☆☆		1,670	健康推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
2 子ども (1) 子どもの権利に関する意識の向上		☆☆☆順調（計画事業量に対し順調に実施中）、☆☆（計画事業量に対しやや遅れて実施中）、☆（計画事業量に対し遅れがある）、－（今年度中に取り組むが今後取り組む項目）						
① 子どもの権利に関する意識の啓発を推進します。 (人権推進課、子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、企画政策課)	・子どもが権利の主体として尊重されるよう、市民に「子どもの権利条約」の趣旨を周知徹底し、啓発活動を推進します。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による周知	「子どもの権利条約」を周知させるため、パンフレットを配布するなどの周知に努める。	広報紙や市ウェブサイトにて子どもの人権に関する啓発記事を掲載し人権尊重意識の普及高揚に努める。	☆☆☆		—	人権推進課 子育て支援課
	・「児童福祉週間」など、家族がふれあう機会を啓発します。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による周知	「児童福祉週間」を周知させるため、パンフレットを配布するなどの普及啓発に努める。	・広報紙やウェブサイトにて児童福祉週間に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。 ・関係課と連携を取るとともに、窓口でのパンフレットの配置等による周知に努める。	☆☆☆		—	人権推進課 子育て支援課
	・子育て中の親への情報提供や、就学中の子どもを持つ親を対象とした学習講座など、子どもの人権に関する学習機会を充実します。	幼児期家庭教育講座（再掲） I-1-(1)-①	幼児期における子育ての不安を解消するための方法や、楽しく子育てするための心構え、子どもとの関わり方等を学ぶ機会を提供する。	子育ての不安を解消する方法、楽しく子育てするための心構え、子どもとの関わり方等の、幼児期家庭教育講座等を開催すると共に、親同士の交流を図る。	—	【未実施】 前期生涯学習講座で予定していた、5講座については、新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮されたため中止となった。	275	生涯学習課
	・子どもの権利を尊重するため、子どもが社会や行政に参画し、その意見をいやす機会の提供に努めます。	「市長と語ろうあま市の未来」の開催	市内小中学校の児童生徒と市長が交流を図る。	継続 5小中学校を訪問する。 (7/13秋竹小学校、10/16甚目寺南中学校、10/27宝小学校、11/5美和中学校、11/6甚目寺東小学校) ※新型コロナウイルス感染症のため中止	—	新型コロナウイルス感染症対策により中止した。	—	企画政策課 学校教育課
(2) 次世代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり								
① 子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。 (子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、健康推進課)	・子育ての悩みや不安の軽減を図るため、子育て支援センターを中心に、子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供など、子育て家庭に対する相談及び支援体制の充実に努めます。	子育て支援センター事業(再掲) I-1-(1)-③	おもに子育て中の親子を対象に、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、昭和保育園及び美和保健センター内に子育て支援センターを設置し、各種の子育て支援等を行う。	七宝・美和・甚目寺子育て支援センターにて継続。	☆☆☆	開所日数 41日(7～8月) ※コロナ禍により令和2年度は7月から開所。 利用者数 七宝子育て支援センター 776名 美和子育て支援センター 717名 甚目寺子育て支援センター 760名	—	子育て支援課
		地域子育て支援拠点事業(再掲) I-1-(1)-③	保育所やその他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養育の支援に係る活動を行う子育てサークル等の支援、その他の必要な援助を行う事業。	保育所・子育て支援センター・つどいの広場にて継続。	☆☆☆	相談件数(7～8月) ※コロナ禍により令和2年度は7月から開所 七宝子育て支援センター 9件 美和子育て支援センター 7件 甚目寺子育て支援センター 7件 美和つどいの広場 6件	—	子育て支援課
		つどいの広場事業	主に乳幼児を持ち子育て中の親子が気軽につどい、語り合えるように相互交流を図る場所を提供する。	美和つどいの広場にて継続。	☆☆☆	開所日数 33日(7～8月) ※コロナ禍により令和2年度は7月から開所。 利用者数 182名	—	子育て支援課
		保育所の園庭解放の推進	保育所の園庭を開放し、未就園児に遊びの場と保護者の交流の場を提供する。 保護者の育児相談を行う。	実施保育園 公立9園	—	※コロナ禍により、4月～12月まで中止 それ以降については未定	—	子育て支援課
		児童館事業(再掲) I-1-(1)-②	市内の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができる。	児童館6か所 児童厚生員 各館2～4名	☆☆☆		—	子育て支援課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
		子育て支援ネットワーク会議の開催	子育てサークルやNPO、ボランティアなど子育て支援団体等と連携するため、地域における子育て支援の情報・意見交換会を行う。	年1回開催し、子育て支援団体との情報交換をする。	—	令和3年1月に開催予定。	—	子育て支援課
		子育て相談事業	保護者の心配・不安に対する助言、成長確認を通して、保護者が安心して子育てできるよう支援する。	継続 甚目寺保健センター 24回/年 七宝保健センター 12回/年 美和保健センター 12回/年 を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月末まで見合わせ中。	—	新型コロナウイルス感染拡大のため、7月末まで中止。	1,015	健康推進課
		訪問指導事業（再掲）Ⅰ-1-(1)-③	育児支援や保健指導が必要と思われる妊婦や乳幼児とその親を対象に家庭訪問による相談・助言指導を実施する。	継続	☆☆☆	妊婦7人、乳児320人（こんにちは赤ちゃん訪問272人含む） 幼児31人 産婦272人を訪問	660	健康推進課
		子育てサロン事業（再掲）Ⅰ-1-(1)-①	育児への不安や悩みを持つ親や閉じこもりがちな親に対し、子育てネットワーカーや支援ボランティアが相談や助言を行い、あわせて親同士の交流を図る。	育児への不安や悩みを持つ親や閉じこもりがちな親に対し、子育てネットワーカーや支援ボランティアが相談や助言を行い、あわせて親同士の交流を図るため、子育てサロンを50回開催する。	—	【未実施】 子育てサロン事業については4月～7月（8月はもともと休み）は、新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮されたため中止となった。	75	生涯学習課
	・子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくため、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができるよう、教育環境の整備を推進します。	教員の資質向上（再掲）Ⅰ-2-(2)-①	教員の資質や力量を向上するために、研修の充実を図る。 ・教育アドバイザーの派遣 ・教員研修「教師力パワーアップ講座」の実施	継続 あま市の教職員の資質・力量の向上のために、「Ama Teachers collegeへステップアップ教師力～」と題して、全11回実施予定。その他に、特別研修を全2回実施予定。	—	13回中2回実施済み。 9回はコロナ禍により中止。	122	学校教育課
		スクールサポーターの充実（再掲）Ⅰ-2-(2)-①	教育活動の支援や、個別の児童生徒の学習支援を行う非常勤や退職教員、ALTなどの派遣を充実する。	引き続き、必要に応じて同程度の配置を行う。	☆☆☆		96,051	学校教育課
	・ボランティア活動等、地域への参加活動や自然体験活動の場を提供し、さまざまな体験と出会いの中で、社会の一員としての自覚を促し、子どもの健全育成に努めます。	福祉体験学習の実施	福祉体験学習（車椅子、白杖、アイマスク等）を実施する。	今年度も引き続き、ワークショップを実施予定。	—	コロナ禍により調整中	—	学校教育課
		エコきつず調査隊	子どもの情操や社会性を醸成し、自然体験を通じ、地域の水文化や歴史について学習する機会を提供する。	子どもの情操や社会性を醸成し、自然体験を通じ、地域の水文化や歴史について学習する機会として、「エコきつず調査隊」を3回開催予定。	—	【未実施】 エコきつず調査隊については、新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮されたため中止となった。	5	生涯学習課
	・障がい児を抱える家族の負担を軽減し、健やかな子どもの成長を支援するために、障がい児教育や保育をはじめ、外部等人材の協力による子育て支援を充実します。	障がい児保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児の保育を実施。	継続 複数担任・少人数担任等に対応	☆☆☆		—	子育て支援課
		障害児地域療育等支援事業	障がい児に対して、愛知県青い鳥医療福祉センターを始め療育関連担当者が連携し、保護者・児童などへの支援及び相談事業を実施。	青い鳥医療福祉センターより平成31年度に実施していない保育園5園各1回、親子通園療育施設1園が4回、2園が3回療育支援や相談を実施予定。 親子通園療育施設での臨床心理士等による外部支援については、継続して支援を各施設月1回行う。	☆☆☆		—	子育て支援課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
(3) 人権教育(保育)の充実								
① 人権教育(保育)を推進します。 (子育て支援課、人権推進課)	・保育所保育指針に基づいて、家庭との連携のもと、人間形成の基礎づくりの時期にある乳幼児の健全育成に努めるとともに、日常の保育の中で発達段階に応じて、「人権を大切にする心を育てる保育」の推進に努めます。	保育所保育指針に基づく人権保育の推進	人権を大切にする心を育てる保育の推進を図ることを目的として、子どもの人権を深く理解をして保育内容をより充実させる。	継続 人権委員会(保育園長代表2名+各園1名参加)・・・人権保育指針に基づき、事例検討・公開保育等を通して保育内容の充実を図る。 各保育園において、実践・検討を通し人権保育の促進を図る。	☆☆☆		—	子育て支援課
		園児とのふれあい会の実施	保育園において、人権擁護委員による園児とのふれあい会の実施。	園児と委員のふれあい会(隔年開催のためなし)	—		—	人権推進課
		人権教室・園児とのふれあい会の実施	保育園において、人権擁護委員による人権教室・園児とのふれあい会の実施。	継続 あま市保育園人権教室 日程：令和2年10月27日(火)実施予定 場所：七宝北部保育園・聖徳保育園・大花保育園	—		—	子育て支援課
	・保育士が人権の大切さを深く理解し、人権に対する正しい認識を身につけるために、保育士の研修の充実を図り、人権に対する基本的な考え方を保育内容や施設運営にいかすように努めます。	保育所職員研修開催事業	各種研修会の実施。	継続 今年度も引き続き研修会を実施予定。	—	※コロナ禍により11月に実施予定	—	子育て支援課
② 子どもの人権を尊重する子育て支援を充実します。 (子育て支援課、人権推進課)	・子育て支援事業に関する情報の提供及び相談・助言を行います。	子育て支援センター事業(再掲) I-1-(1)-③	主に子育て中の親子を対象に、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、昭和保育園及び美和保健センター、七宝高齢者生きがい活動センターを開放し、各種の子育て支援等を行う。	七宝・美和・甚目寺子育て支援センターにて継続。	☆☆☆	開所日数 41日(7~8月) ※コロナ禍により令和2年度は7月から開所。 利用者数 七宝子育て支援センター 776名 美和子育て支援センター 717名 甚目寺子育て支援センター 760名	—	子育て支援課
	・子どもの幸せを第一に考え、子育て支援サービス及び保育サービスの利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービス提供体制の整備を行います。	地域子育て支援拠点事業(再掲) I-1-(1)-③	保育所やその他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養育の支援に係る活動を行う子育てサークル等の支援、その他の必要な援助を行う事業。	保育所・子育て支援センター・つどいの広場にて継続。	☆☆☆	相談件数(7~8月) ※コロナ禍により令和2年度は7月から開所 七宝子育て支援センター 9件 美和子育て支援センター 7件 甚目寺子育て支援センター 7件 美和つどいの広場 6件	—	子育て支援課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
		人権教室の実施	人権擁護委員による人権教室	・人権教室 開催場所：秋竹小児童クラブ 開催日：令和2年8月上旬 ・市内保育園人権教室を開催。 開催日：令和2年10月27日（火） 開催場所：市内3保育園 ・咲かせよう人権の花運動 開催場所：美和東小学校 開催日：令和2年11月6日（火）	—	・人権教室 【中止】 秋竹小児童クラブへ啓発品を配布 【縮小して予定】 ・市内保育園人権教室を開催 開催日：令和2年10月27日（火） 開催場所：市内3保育園 【中止】 ・咲かせよう人権の花運動 開催場所：美和東小学校 代替案として市内小学校1年生に花の種、 啓発品（えんぴつ）を配布	—	人権推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
(4) 児童虐待の根絶と被害児童支援								
① 児童虐待の防止への取組を推進します。(子育て支援課、健康推進課)	・児童虐待防止法など、児童虐待予防に関する各種知識の普及・啓発を行います。	「児童虐待防止法」など、児童虐待に関する各種知識の普及・啓発	啓発パンフレット、ウェブサイトなどにより、児童虐待防止についての普及・啓発を行う。	あま市虐待等防止ネットワークとして、虐待に関する啓発や連絡先周知の記事をウェブサイトや広報に掲載した。また、市や国県が作成した啓発物品やパンフレットを街頭啓発活動等で配布する。	☆☆☆		26	子育て支援課
		「児童虐待に関する講演会」の開催	児童虐待の深刻化を防ぐため、早期発見・早期通報の意識を高める目的で啓発を行う。	継続	☆☆☆		26	子育て支援課
	・児童虐待を防止するため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、保健・医療・福祉・学校・警察等の関係機関との連携を充実するなど、早期に発見・対応し、さらに被害児童の適切な保護や家族再統合支援に至るまでの総合的、組織的な体制を推進します。	あま市虐待等防止ネットワークによる児童虐待防止	あま市虐待等防止ネットワーク協議会や実務者会議において各担当の事例(児童・高齢者・障害者・DV等)を研究することで、それぞれの今後の対応に活用できる体制を整える。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会及び実務者会議で、様々な事例に対して情報を共有し、対応を協議する。	☆☆☆		—	子育て支援課
		「要保護児童対策連絡協議会」の設置・運営	あま市要保護児童対策地域協議会を設置し、被害児童の早期発見・対応を可能とする体制を整える。緊急を要する案件は実務者会議や個別ケース検討会議で各機関と情報を共有、対応を協議する。	あま市要保護児童対策地域協議会及び実務者会議で、様々な事例に対して情報を共有し、対応を協議する。	☆☆☆		44	子育て支援課
		こんにちは赤ちゃん家庭訪問事業(再掲) I-1-(1)-③	出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の早期発見と未然防止に努める。	継続	☆☆☆	272人を訪問	660	健康推進課
		家庭児童相談員の配置	保護者の悩みに対応するため、家庭児童相談員を配置する。	家庭児童相談員を2名配置し相談事業を実施する。	☆☆☆		5,649	子育て支援課
② いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて教育相談体制を充実します。(学校教育課、)	・スクールカウンセラーの配置、教育相談センターをはじめとする取組により、いじめや暴力、不登校などの問題について家庭・地域と共に考え、話しあう機会を提供します。	スクールカウンセラー設置事業(再掲) I-2-(3)-①	いじめ、不登校その他の生徒の問題行動等への対応に資するためカウンセラーを設置し、教職員及び保護者に対する助言及び援助等を行う。	継続 引き続き、県・市のSCと連携を図っていく。	☆☆☆		0	学校教育課
		教育相談センターの充実(再掲) I-2-(1)-③	教育上の悩み、いじめ、不登校問題等の「相談活動」や学校が行う生徒指導等への援助、教職員の指導及び研修等の「学校支援」を行うことにより、学校教育及び家庭教育の充実を図る。	継続・拡充 児童生徒・保護者等のいじめ・不登校等の諸問題に早期対応できるよう、教育相談支援員を直接学校へ派遣するなど、教育相談センターを中核とした相談活動の整備を進める。「子どもの自立を支える親の会」を年5回開催し、不登校の深刻な子どもが周りにつながるよう支援を進める。	☆☆☆		23,298	学校教育課
		いじめ・不登校対策協議会の推進	いじめ・不登校児童生徒の対応方法や指導についての情報交換、関係諸機関との連携を図る。	継続 関係機関との連携を進める。	☆☆☆		40	学校教育課
	・引きこもりや不登校への対応については、学校、児童相談所等が連携して地域社会全体で対処することが必要であるため、関係機関との連携に努めます。	関係機関との連携	学校、教育相談センター、児童相談所等の関係機関との連携。	拡充 今年度も緊急ケース会議を行ったりすることで、関係機関との連携を図る。年2回関係者会議を開催し、連携を図る。	☆☆☆		—	学校教育課
	・あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成28年(2016)施行)に基づき、いじめ防止等に向けた取組を推進します。	関係機関との連携	学校、人権擁護委員、児童相談所、子育て支援課等の関係機関との連携。	継続 年2回市内の17校で行ういじめ・不登校対策協議会の日を行うことで、いじめ・不登校対策協議会と連携を図る。	☆☆☆		—	学校教育課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
3 高齢者 (1) 高齢者に対する理解の普及		☆☆☆順調（計画事業量に対し順調に実施中）、☆☆（計画事業量に対しやや遅れて実施中）、☆（計画事業量に対し遅れがある）、－（今年度中に取り組むが今後取り組む項目）						
① 高齢者や高齢化への理解を深めるための啓発活動を充実します。（人権推進課、高齢福祉課、学校教育課）	・市民が高齢者の人権や高齢化についての理解を深めるために、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会、ボランティア、市民活動団体とともにパンフレットなどによる啓発を充実します。	啓発パンフレットなどの配布（再掲）Ⅰ-1-(2)-①	啓発パンフレットを講演会や講座等において配布する。また、各施設の窓口にパンフレットを配置し、啓発を行う。	継続 各施設の窓口にパンフレットを配置する。	☆☆☆		—	人権推進課
				継続 引き続き介護サービスや高齢者に関するパンフレットを高齢福祉課窓口及びあま市社会福祉協議会地域包括支援センター窓口に設置していく。	☆☆☆	介護サービスや高齢者に関するパンフレットを高齢福祉課窓口及びあま市社会福祉協議会地域包括支援センター窓口に設置している	565	高齢福祉課
		社会福祉施設における人権啓発活動	社会福祉施設に人権擁護機関が出向いて、社会福祉施設の入所者、職員を対象に特設人権相談所を開設するとともに人権啓発を行う。	未実施	—		—	人権推進課
	・認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に対する理解を高めるよう、啓発活動を実施するとともに、認知症サポーターの養成を推進します。	認知症サポーター養成事業	認知症について正しく理解し、本人やその家族を見守る認知症サポーターを養成する。	継続 引き続き一般市民や市内中学生、各種団体等を対象に認知症サポーター養成講座を開催していく。	☆	実施状況）8月末時点 市新規職員 22人 計 22人 新型コロナウイルスの影響により中学校向けの講座を始め市新規職員研修以外はすべて中止。今後は、新型コロナウイルスの感染状況に応じて感染対策を行ったうえで一般企業向け講座や民協で開催する予定である。また、出前講座も随時受け付けている。	206	高齢福祉課
	・子どもや若い世代が高齢者との交流や体験を通じて、高齢者に対する理解を高めます。	異世代間の相互理解と交流の促進	異世代間交流など、高齢者と子どもたちが互いに学びあい、教えあう機会や場の充実。	教育人材バンクを活用し、外部講師の活用を進める。	☆☆☆		—	学校教育課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
(2) 安心して暮らすための支援								
① 利用者本位の福祉・介護サービスの提供を充実します。 (高齢福祉課、保険医療課、健康推進課、社会福祉課)	・高齢者を介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から支えるため、地域包括支援センターが中心となって、サービス事業者、医療機関、保健センター、社会福祉協議会、ボランティアなどによるネットワークを構築し連携を図ります。	ネットワーク会議の開催	地域包括支援センターが主体となり、ネットワーク会議を開催する。	継続 行政・民間・地域等が連携していけるよう会議を通してネットワークを拡充していく。	—	今年度は新型コロナウイルスの影響により年2回予定していた地域ケア会議は中止となっている。 昨年度、市内薬局・ドラッグストアと高齢者見守り協力に関する協定を締結したが、それ以降新たに営業を開始するドラッグストア等に協力を求めている。	2,780	高齢福祉課
		専任のボランティアコーディネーターの配置	社会福祉協議会ボランティアセンターに23年度からボランティアコーディネーターを専任で配置する。	継続 地域住民の福祉やボランティアに関する情報提供や参加の促進など、さまざまな支援を行います。 ボランティアに関する相談、登録、紹介、連絡調整、情報収集・提供、ボランティア保険の受付、災害時のボランティア支援活動を行う。	☆☆	ボランティアセンター登録状況 登録団体 106団体 (1,962人) 個人登録 116人 各種ボランティア養成講座の開催が新型コロナウイルス感染予防のため延期・中止になった。 傾聴ボランティア養成講座 9月に延期 手話ボランティア養成講座 中止 避難所福祉的支援ボランティア講座 中止	15,181	社会福祉課
		ICTを活用した医療と介護サービスの連携	地域包括ケアシステムの構築	継続 登録事業所及び登録者(対象者)の拡充を行い、医療と介護の連携がスムーズになるように支援を行っていく。	☆☆☆	登録事業者数 92事業所 利用者数 16人	2,640	高齢福祉課
	・高齢者が安心して生活を送ることができるよう、自立生活の維持、促進のためのサービスを提供するとともに、介護を担っている家族に総合的な支援を図ります。	在宅福祉サービスの充実	・緊急通報体制整備事業 ・徘徊高齢者家族支援サービス事業 ・高齢者あんしんステッカー事業 ・福祉電話貸与事業 ・日常生活用具給付事業 ・老人ホームヘルプサービス事業 ・在宅老人短期保護事業 ・安心カード(平成23年度開始事業) ・緊急医療情報キット(平成23年度開始事業)	継続 引き続き在宅サービス施策を実施していく。	☆☆☆		—	健康推進課 高齢福祉課
		家族介護支援事業	要介護者等の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術を習得する内容の教室や、介護者相互の交流会等を開催する。	継続 引き続き介護用品支給事業、介護教室等を開催し、要介護者等の維持・改善に努めていく。	☆☆☆	介護用品支給事業、介護者のつどい等を開催し、要介護者等の維持・改善に努めている。	1,580	高齢福祉課
		認知症高齢者見守り事業	地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動を行う。	継続 引き続き認知症のパンフレットにより、広報・啓発を行い、サポーターのフォローアップを推進していく。	☆☆☆	認知症ケアバスや認知症予防のパンフレットを随時配布し、広報・啓発を行っている。 また、認知症サポーター養成講座を受けた方で認知症高齢者の見守り協力者へ登録していただいた方に、認知症カフェやサポーター養成講座のボランティアとして再開へ向け活動していただいている。	142	高齢福祉課
		生活・介護支援サポーター養成講座	65歳以上のひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続してできるように、生活・介護支援サポーターを養成する。	社会福祉協議会にて実施するため、高齢福祉課としては廃止。←30年度より廃止事業	—	30年度より廃止事業	—	高齢福祉課
		介護予防事業の開催	転倒骨折予防を目的としたストレッチや体操の実施。	継続 引き続き在宅サービス施策を実施していく。	☆☆☆		158	健康推進課 人権推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千 円)	担当課
	・あま市高齢者地域見守り協力に関する協定など、高齢者世帯等の見守り活動をはじめ、高齢者のための地域に根ざした支援を進めます。	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯・重度障がい者を対象に訪問調査	民生委員・児童委員がひとり暮らし高齢者・高齢者世帯・重度障がい者を対象に訪問調査。高齢者・障害者台帳（緊急時の連絡先や健康状態等の記録）の作成及び確認をし、災害時の要援護者支援にも活用する。	継続 既登録者の情報更新と新規対象者の台帳作成を実施する。	☆☆	今年度は新型コロナ感染症の影響により7月中旬より訪問となっている。民生委員・児童委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者と高齢者世帯の訪問により状況確認し台帳を整備している。	—	高齢福祉課
				継続 既登録者の情報更新と新規対象者の台帳作成を実施する。	☆☆	例年、4月から7月の期間で訪問調査を実施しているが今年度は新型コロナウイルス感染予防対策につき7月から11月を調査期間とし実施している。また、今年度より調査対象をひとり暮らし・高齢者世帯とし重度障がい者は調査対象から外した。	80	社会福祉課
	・高齢者虐待に対応するマニュアルの活用や、虐待防止ネットワークの充実を図ります。	あま市高齢者虐待対応マニュアルの整備・あま市虐待等防止ネットワーク協議会の設置	高齢者虐待対応マニュアルを活用し、迅速に対応できる体制を敷いている。あま市虐待等防止ネットワーク協議会を設置し関係者や関係機関との連携・情報共有を図る。	高齢者虐待の通報があった場合は、高齢者虐待対応マニュアルを活用し対応を行う。地域包括支援センターの社会福祉士を中心に毎月1回事例検討会を開催する。あま市虐待等防止ネットワーク協議会及び実務者会議で、様々な事例に対して情報共有し、対応を協議する。	☆☆☆	計画どおり、高齢者虐待の通報があった場合は、高齢者虐待対応マニュアルを活用し、対応を行っている。毎月1回、基幹型・委託型地域包括支援センターの社会福祉士で事例検討会を開催し、虐待ケースや困難事例の対応について協議している。あま市虐待等防止ネットワーク協議会実務者会議を2か月に1回(4月、6月、8月)実施している。実務者会では、虐待防止啓発活動の計画や啓発資材についての検討や各課で対応している虐待ケースについての情報共有・協議・検討を行っている。あま市虐待等防止ネットワーク協議会：2月開催予定 同実務者会議3回	—	高齢福祉課
	・介護予防・日常生活支援総合事業により、要支援者等に対する地域の支えあいの体制づくり推進します。	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置と生活支援体制整備協議体の設置	生活支援コーディネーターを配置し生活支援・介護予防の充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘、社会資源の開発やネットワーク化を図る。生活支援体制整備協議体を設置し多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等の推進について協議する。	継続 第1層協議体の企画・運営については市が引き続き実施し、生活支援コーディネーター業務と第2層以下の協議体の企画・運営についてはあま市社会福祉協議会に委託とする。	—	〈生活支援体制整備協議体会議〉 （第1層）あま市全域の地域の支えあいの体制づくりのため、情報の共有、連携及び協働による資源開発等の推進について協議している。 年2回開催予定（5月は中止、11月） （第2層）社会福祉協議会へ生活支援コーディネーターと共に委託。7月に生活支援体制整備についてチラシを回覧でまわして周知。七宝、美和、甚目寺各地区協議体すべて新型コロナ感染症の影響により開催できていない。今後、感染状況みながら10月から各地区協議体を開催予定。12月にはコーディネーターだよりを発行予定。	7,816	高齢福祉課
	要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括支援ケアシステムを構築します。	在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業の実施	高齢者が、介護が必要になった場合でも住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築するために在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業を展開する。	在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業の各事業を推進し実施する。	☆☆☆	在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業の各事業を推進し実施している。	—	高齢福祉課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
(3) 高齢者の生きがい活動への支援								
① 地域での仲間づくりや生きがいづくり活動を支援します。(高齢福祉課、生涯学習課、人権推進課、スポーツ課)	・高齢者が培ってきた経験や知識、能力を発揮し、社会参加できる環境づくりを進めるため、高齢者の学習機会及びボランティアなどの活躍の機会を充実します。	老人クラブ活動の充実	地域のニーズに応じた活動種目を取り入れ、活動内容の充実を図る。	継続 引き続き単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動等を行っていく。	☆☆☆	平成28年度より、補助事業に「生活支援活動（会員以外を含む）」を追加し、単位老人クラブに対して、地域におけるニーズに合わせた活動に対し補助を行っている。	11,430	高齢福祉課
		シルバーカレッジ事業	高齢者の生きがいや健康づくり活動に貢献するとともに、高齢者が本事業を通じて培った知識を活かし、地域発展の一助となるための事業を展開する。	60歳以上の在住、在勤者を対象にシルバーカレッジを開校し、学習と交流の場を提供するとともに、地域社会に貢献できる人材の育成を図る。	☆☆☆	令和2年度シルバーカレッジについては、新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮されたため中止とした。 卒業生を対象としたマスター講座を9月から実施する予定である。	3,502	生涯学習課
	・老人福祉センター、公民館など身近な場所での高齢者を対象とした生涯学習の場を確保し、地域にあわせた活動や交流ができるよう支援します。	老人福祉センターの活用	老人福祉センターでの教養講座や趣味講座の充実を図るとともに、地域での仲間づくりや生きがいづくり活動を支援する。	継続 引き続き事業を開催し、高齢者の健康増進に努める。	—	新型コロナウイルス感染症の影響により、上半期の事業は中止。 下半期の事業は感染防止対策を講じて実施。	1,052	人権推進課
		地域施設等の活用 生涯学習の場の確保	高齢者を対象とした講座を開催し、多くの高齢者が地域施設を活動の拠点としていただくために、事業を展開する。	継続 引き続き事業を開催し、高齢者の健康増進に努める。	—	新型コロナウイルス感染症の影響により、上半期の事業は中止。 下半期の事業は感染防止対策を講じて実施。	110	人権推進課
			高齢者が興味・関心を示すテーマの講座を開催するとともに、公民館が多くの高齢者にとって活動の拠点となるための事業を展開する。	45歳以上を対象にした「認知症予防のための脳トレ講座〜クラシックギターをしよう〜」を後期に開催予定。	—	【未実施】 ギター講座及び講師重複のため未実施。 「女性のための初めてのクラシックギター」	50	生涯学習課
	・高齢者が生きがいのある充実した生活が送れるよう、シルバーカレッジやスポーツ・レクリエーション活動や各種講座の開催など、生涯を通じて学習できる機会を充実します。	地域スポーツ活動の推進と指導者・ボランティアの養成	高齢者が気軽に行えるスポーツ事業を推進し、地域でのボランティア指導者の育成・活動に対しての支援を行う。	高齢者を対象としたスポーツ教室を開催し、地域スポーツ活動の推進を行う。	☆☆☆	コロナ禍で開催が危ぶまれたが、予定どおり実施する。	178	スポーツ課
		男性高齢者を対象とした料理教室の開催	生きがい対策や自立支援、ひきこもり防止のための講座。	継続 男性料理教室 3回/年	☆	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	48	健康推進課
		シルバーカレッジ事業（再掲）Ⅱ-3-(3)-①	高齢者の生きがいや健康づくり活動に貢献するとともに、高齢者が本事業を通じて培った知識を活かし、地域発展の一助となるための事業を展開する。	60歳以上の在住、在勤者を対象にシルバーカレッジを開校し、学習と交流の場を提供するとともに、地域社会に貢献できる人材の育成を図る。	☆☆☆	令和2年度シルバーカレッジについては、新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮されたため中止とした。 卒業生を対象としたマスター講座を9月から実施する予定である。	3,502	生涯学習課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
(4) 権利擁護の充実								
① 高齢者に対する権利擁護についての情報提供を充実します。(人権推進課、高齢福祉課)	・認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護のために、成年後見制度、日常生活自立支援事業など、社会福祉協議会と連携し、高齢者の自立を支援する制度の普及と利用促進に努めます。	成年後見制度の活用促進	成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動を行う。	継続 引き続き成年後見制度に関するパンフレットにより制度の周知を図っていく。	☆☆☆	成年後見制度に関するパンフレットにより制度の周知を図っている。また、介護事業所に対し制度の理解と周知のための研修会を実施し、住民に対しても行う予定である。	—	高齢福祉課
		成年後見制度利用支援事業	低所得の高齢者に成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。	継続 引き続き低所得の高齢者に成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行っていく。	☆☆☆	市町村申立て等による低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。	552	高齢福祉課
	・高齢者虐待に対応するためのマニュアルの活用や、早期発見のためのネットワークの充実及び周知と啓発に努めます。	高齢者虐待に関する周知・啓発	高齢者虐待の現状や虐待を発見した場合の通報義務等について、広報誌等を通じて、周知と啓発を行う。	継続 引き続き高齢者虐待の現状や虐待を発見した場合の通報義務等について、広報誌に掲載するとともに、市内3地区で街頭啓発を実施し、周知と啓発を行っていく。	☆☆☆	高齢者虐待の現状や虐待を発見した場合の通報義務等について、介護事業所及び住民に対し研修会を実施した。その他、虐待通報・相談先を広報誌に掲載するとともに、市内3地区で街頭啓発を実施し、周知と啓発を行っていく予定である。	239	高齢福祉課 人権推進課
		あま市虐待等防止ネットワークによる高齢者虐待防止	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対処する。	継続 引き続きあま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	☆☆☆	市役所内では、2か月に1回のあま市虐待等防止ネットワーク協議会実務者会議で事例検討を行い、他課との連携を図っている。今年度もあま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催する(2月に開催予定)。協議会では、医療関係機関、教育福祉関係機関、司法警察関係機関、関係行政機関の協議会役員とともに虐待等に関する情報交換や共有を図っている。高齢者虐待についても各関係機関と連携を行い、対応している。	309	高齢福祉課 人権推進課
		高齢者虐待防止マニュアルの作成(再掲) I-4-(2)-①	高齢者虐待対応マニュアルを作成し、迅速に対応できる体制づくりを推進する。	継続 今後も、高齢者虐待の実情に適した内容に、高齢福祉係と直営型のあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センター職員で検討会を行った上で、随時改訂していく。	☆☆☆	地域包括支援センターの業務を社会福祉協議会に業務委託したことにより、虐待対応窓口に変更があったため、実情に合わせたマニュアルに改訂した。	—	高齢福祉課
② 高齢者やその家族に対する権利擁護を充実します。(人権推進課、高齢福祉課、産業振興課)	・地域包括支援センターにおける介護や高齢者福祉サービスに関する相談体制を、社会福祉協議会と連携し充実します。 ・高齢者に関する詐欺や悪徳商法などに関する消費者相談体制を充実します。	総合相談支援事業	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活をしていくことができるように、介護保険以外のサービスを含めて、高齢者や家族に対する総合的な支援を行う。	地域包括支援センターの業務として、高齢者やその家族に対して総合的な相談支援をする。	☆☆☆	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組んでいる。	—	高齢福祉課
		消費者被害未然防止のための情報提供等	地域における消費者被害を未然に防ぐために、地域の関係者や専門機関等と連携し、必要な情報提供を行う。	地域包括支援センターにおいて、消費者被害を未然に防ぐために、必要な助言をしたり、情報提供を行う。	☆☆☆	地域包括支援センターにおいて、消費者被害を未然に防ぐための必要な助言、情報提供を行っている。	—	高齢福祉課
				消費者被害を未然に防止するため、海部地域消費生活センターの紹介など、必要な情報提供をする。	☆☆☆	市民に届いた詐欺に関する情報を、安全安心課に依頼してメール配信を行った。今後も消費者被害防止のため、情報提供を行い、消費者被害を未然に防ぐ。	—	産業振興課
				海部地域消費生活センターからの巡回相談を設置し、消費者の相談に対応する。	☆☆☆	海部地域消費生活センターからの巡回相談を配置し、消費者の相談に対応する。	—	産業振興課
(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進								
① 高齢者にやさしいまちづくりを推進します。(都市計画課、土木課)	・高齢者が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した公共的な建物・道路などの整備を促進し、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。	地域の道路整備の推進	道路、歩道の整備推進を行う。	継続 引き続き、道路、歩道の整備に向け関係機関との協議・調整等を推進する。	☆☆☆	道路、歩道の整備に向け関係機関との協議・調整等が計画通り進んでいるため。	—	土木課
		建築物のバリアフリー化の推進	愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備を推進。	継続 引き続き、公共施設等の建設を行う際には、条例に基づいた整備を推進する。	☆☆☆	条例に基づいた公共施設等の建設、改修を推進したため。各施設の整備進捗については各担当課にご確認ください。	—	都市計画課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
4 障がいのある人 (1) 障がいのある人に対する理解の普及		☆☆☆順調（計画事業量に対し順調に実施中）、☆☆（計画事業量に対しやや遅れて実施中）、☆（計画事業量に対し遅れがある）、－（今年度中に取り組むが今後取り組む項目）						
① 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発を推進します。 (人権推進課、社会福祉課、学校教育課)	・障がいのある人の人権について理解を深めるため、広報誌、パンフレットなどを通じて、市民への啓発を充実します。	啓発パンフレットなどの配布	啓発パンフレットを講演会や講座等において配布する。また、各施設の窓口にパンフレットを配置し、啓発を行う。	各施設の窓口にパンフレットを配置し、情報提供、啓発を図る。	☆☆☆		—	人権推進課
				継続 引き続き社会福祉課窓口に啓発パンフレットを配置し、講演会等は市ウェブサイトに掲載する。また、広報及びウェブサイトなどにより障害者差別解消法の周知・啓発を図る。	☆☆	啓発パンフレットやポスター等を社会福祉課窓口に配置している。	—	社会福祉課
	・障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活することができるよう、ノーマライゼーションの考え方の普及を図ります。	広報・啓発活動	障がいへの理解を深め、ノーマライゼーションの社会実現のため、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体との連携を強化し、広報誌や市のウェブサイト、パンフレット等を活用し、広報・啓発活動を推進する。	継続 引き続き、海部東部障害者総合支援協議会において連携・啓発に取り組む。	☆☆	海部東部障害者総合支援協議会において連携・啓発に取り組んでいる。	—	社会福祉課
	・障がいのある人の人権に関する学習機会を充実します。	学習講座など障がい者の人権に関する学習機会の充実	学校教育や生涯学習で実施される人権教育の中で、障がい者問題について啓発していくとともに、障がい者問題も含めた人権に関する学習機会の充実に努める。	ワークショップによる障がい者の問題を考える。	—	コロナ禍により調整中	—	学校教育課
	・障害者差別解消法の施行に伴い、障がいのある人の状況に配慮した支援を行うための教育・啓発を促進します。	障がいのある人の状況に配慮した支援を行うための教育・啓発の実施	職員に対する障がい者対応要領を作成。	継続 引き続き職員への教育・啓発を行う。	☆☆☆	職員に対する障がい者対応要領を活用し、教育・啓発を行っている。	—	社会福祉課
			甚目寺庁舎福祉部社会福祉課に手話通訳者の配置。	毎週火曜日の午前9時から正午、午後1時から4時、木曜日の午前9時から正午まで設置。	☆☆☆	毎週火曜日の午前9時から正午、午後1時から4時、木曜日の午前9時から正午まで手話通訳者を配置している。	489	社会福祉課
		個別の指導計画の作成 校内委員会の活性化	児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画の作成。「合理的配慮」の内容を明記をする。	一人一人の児童生徒について校内委員会で検討をして、理解を深める。	☆☆☆			学校教育課
		障がい者の人権に関する学習機会の充実	障がい者の人権に関する正しい認識と理解を深めてもらい、人権尊重思想の普及高揚を図る。	実施予定なし	—	実施予定なし	—	人権推進課
	・広報誌やウェブサイト等を通じて、障害者差別解消法の周知を図ります。	啓発パンフレットなどの配布	啓発パンフレットを講演会や講座等において配布する。また、各施設の窓口にパンフレットを配置し、啓発を行う。	・継続 引き続き、窓口に設置し情報提供、啓発を図る。 ・12月各戸配布予定の人権週間特集号に掲載する。また、7月実施予定の市民人権講座「障害がいのある人の人権問題」において、資料等を配布する。	☆☆☆	啓発パンフレット等を窓口に設置し、情報提供、啓発を行っている。	—	社会福祉課 人権推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
② 障がいのある人との交流や体験を通じて、障がいのある人に対する理解を深めます。（社会福祉課、子育て支援課、学校教育課）	・障がいのある人に対する理解を深めるために、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動や体験活動など、交流、ふれあいの機会を充実します。	児童・生徒の福祉活動への参加と理解	福祉体験学習（車椅子、白杖、アイマスク等）を実施する。	体験型のワークショップを進め、障がいのある人に共感できるように進めたい。	—	コロナ禍により調整中	—	学校教育課
	・障がいのある幼児等との統合保育等を通じ、ともに遊び、学ぶ機会の拡充や、学校教育において福祉実践教室の実施や福祉施設との交流機会の充実を図ります。	統合保育に係る受け入れ態勢の確保・充実	障がいのある児童の受け入れ実施。	継続	☆☆☆		10,518	子育て支援課
		福祉実践教室等の実施	社会福祉協議会と協働した小中学校の総合的な学習の時間における福祉をテーマにした講習の実施。	総合的な学習の時間で、福祉をテーマにした学習を実践する。	—	コロナ禍により調整中	—	学校教育課
				継続 小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉に対する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高める。 市内の小学校・中学校・高等学校を社会福祉協力校として指定し、手話・点字・車いす及び盲導犬等の福祉体験（福祉実践教室）を行い、各学校の福祉に関する取組を支援していきます。 対 象 小学校 12校 中学校 5校 高等学校 2校	☆☆	市内の小学校・中学校・高等学校を社会福祉協力校として指定し、手話・点字・車いす及び盲導犬等の福祉体験（福祉実践教室）を行っているが、今年度においては、学校の都合により中止するところもある。	920	社会福祉課
（２）障がいのある人の地域における自立・社会参加の支援								
① 障がいのある人が働きやすい環境づくりと就労機会の確保に努めます。（人権推進課、社会福祉課）	・障がい者雇用の理解促進のため、企業等への障がい者の雇用に伴う各種制度の周知を図ります。	企業等への障がい者の雇用に伴う各種制度の周知	障がい者の雇用が推進されるよう相談に応じ、就労機会が拡大されるよう、情報提供を行う。	ウェブサイトで事業者向けに周知啓発を行う。	☆☆☆	実施中	—	人権推進課
	・障がいのある人が適切な職業に従事することができるよう、職業訓練・就業あっせんのため、障がい者施設やハローワークとの連携を図ります。	求人情報の提供	ハローワークが発行する近隣地域の求人情報を窓口で閲覧に供する。	継続 引き続き社会福祉課窓口にて閲覧に供する。	☆☆	ハローワークが発行する近隣地域の求人情報を窓口で閲覧に供している。	—	社会福祉課
		就労移行支援施設の利用	就労移行支援施設等の活用による就労への移行の促進。	継続 事業利用者の拡大に努め、一般就労への移行者の増加を図る。	☆☆	就労移行支援事業所等を紹介するパンフレットを窓口におき、周知している。	65,681	社会福祉課
	・障がいのある人の雇用の促進を図るとともに、継続して就労できるよう、関係機関と連携して支援します。	福祉的就労の充実	就労継続支援事業の活用による福祉的就労の促進。	継続 事業利用者の拡大に努め、福祉的就労の利用者の増加を図る。また、働く場などの情報発信フェアを開催し、就労の促進を図る。	☆☆	今年度においては働く情報発信フェアの開催を中止したが、市公式ヴィブサイトに事業所の住所・電話番号・FAXを種別に掲載している。	471,841	社会福祉課
		事業所ガイドブック、ガイドマップの利用	障がい者等が利用できる事業所に関する情報を収集し、利用者に供する。	継続 障がい福祉マップの活用の促進を図る。	☆☆☆	窓口に障がい福祉マップを常に設置している。	—	社会福祉課
	・障がいのある人が、生きがいや社会意識を持って働くことができるよう、障がいの特性に応じた働き方を支援します。	障害者就労・生活支援センターの周知・活用	障害者就労・生活支援センターの活用による就労・生活支援の一体的提供と就職・職場定着に至る相談支援の実施。	継続 障害者就労・生活支援センターの受け入れ体制を確認しつつ、支援を依頼する。	☆	障害者就労・生活支援センターのパンフレットを窓口配置し周知している。	—	社会福祉課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
② 障がいのある人の社会参加の機会の提供を支援します。 (社会福祉課、スポーツ課)	・障がいのある人の社会参加を支援するため、社会福祉協議会と連携し、手話通訳者による窓口対応や派遣等、声の広報などの作成・配布、録音図書・点字図書などの福祉資料の充実を図ります。	ボランティアによる「声の広報」・「点字広報」の作成と活用	視覚障がい者のために広報誌の内容を朗読・録音した「声の広報」・「点字広報」をボランティアにより作成し活用する。	継続 引き続き実施する。活用の拡大に努める。	☆☆☆	社会福祉協議会登録ボランティアにて広報の音訳を行い必要な人に配布している。社協だよりを点字で配布している。	—	社会福祉課
		手話通訳者、要約筆記者等の派遣の充実	手話通訳者、要約筆記者等の派遣の充実を図り、効果的なコミュニケーション支援を促進する。	継続 必要に応じ、手話通訳者等の派遣を行う。	☆☆☆	コミュニケーション支援を必要としている人に手話通訳者の派遣を行っている。	658	社会福祉課
	・スポーツ・レクリエーション活動等においては、活動に関する情報提供やすべての障がいのある人の特性と興味に応じて参加できる機会や場の提供を支援します。また、障がい者団体の活動を支援します。	生涯スポーツ活動の推進	スポーツイベントに参加できるよう支援していく。	ラジオ体操の集い、市民歩け歩け会、ディスクゴルフ大会等、障がい者も比較的無理なく参加できる行事を引き続き開催する。	—	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんどの行事が中止になっており、参加していただく場を提供できていない。	1,544	スポーツ課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
(3) 生涯を通じて自立した生活を送るための支援の充実								
① 未就学児、就学児、学校等卒業後の活動の場の確保に努めます。(社会福祉課、子育て支援課、学校教育課)	・満1歳から就学前の心身の発達の遅れ、またはそのおそれのある子どもを対象とした親子通園事業や、未就学児を対象とした児童デイサービス(児童発達支援事業)を活用して、療育支援や発達支援を実施します。	親子通園療育事業	心身の発達の遅れ又はそのおそれのある幼児及びその保護者を対象に、社会生活への適応能力の向上及び基本的な生活習慣の確立を図るために必要な集団療育及び療育方法の支援・助言・相談等業務を実施する。	青い鳥医療療育センターより親子通園療育施設3園において、各3回または4回の療育支援や相談を実施。その他については継続。	☆☆☆		—	子育て支援課
		未就学児の場の確保	児童発達支援事業を活用し、療育支援と発達支援が受けられる場の確保に努める。	継続 療育支援と発達支援が必要な未就学児に、児童発達支援事業の利用を勧める。	☆☆☆	児童発達支援事業利用者 45人/月	76, 264	社会福祉課
		発達障がいのある子どもへの各機関との連携による療育支援体制の充実	青い鳥医療療育センターの指導による体制整備。	青い鳥医療療育センターより平成31年度に実施していない保育園5園において各1回、親子通園療育施設3園に各3回または4回の療育支援や相談を実施。その他については継続。	☆☆☆		—	子育て支援課
		一般保育園等における障がい児の受け入れ体制の確保・充実	親子通園事業の継続と保育園との連携。	あま市療育等連絡会議にて連携。 保育園等と保健センターや療育施設間でケース検討を行い、情報交換等により入所へ進めていく。	☆☆☆		—	子育て支援課
	・学校における教育の充実に努めるとともに、障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するため、福祉への関心を高める教育を推進します。	特別支援教育の充実	教職員の特別支援教育に対する理解の促進、専門知識の向上を図りながら、特別支援教育を実施します。	通常学級において、特別支援の必要な児童生徒のあり方について研修を進める。	☆☆☆		122	学校教育課
	・就学児を対象とした児童デイサービス(放課後等デイサービス)や日中一時支援事業を活用し、学校教育との連携を図りながら、障がいのある児童生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保に努めます。	就学児の場の確保	放課後等デイサービスや日中一時支援事業を活用し、平日の放課後や休日、夏季休業期間などにおける場の確保に努める。	継続 就学時間外に支援が必要な就学児に、放課後等デイサービス及び日中一時支援事業の利用を勧める。	☆☆☆	放課後デイサービス事業利用者 281人/月 日中一時支援事業利用者 96人/月	392, 974	社会福祉課
	・地域活動支援センターを活用し、障がいのある人が生きがいを見つけられるよう、機能訓練や創作活動の提供などの支援が受けられる場の確保に努めます。	学校等卒業後の場の確保	施設等で、創作的活動や生産活動、地域との交流促進などの活動を支援し、障がいのある人の地域生活を支援する。	継続 事業利用者の拡大に努め、福祉的就労の利用者の増加を図る。	☆☆☆	地域活動支援センター事業を活用し、創作的活動や生産活動、地域との交流促進などの活動の場の確保を図っている。 地域活動支援センター事業利用者 64人/月	60, 074	社会福祉課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
(4) 権利擁護の充実								
① 障がいのある人に対する権利擁護についての情報提供を充実します。(人権推進課、社会福祉課)	・障がいのある人の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、障がいのある人が利用しやすい人権相談体制を充実します。	相談支援事業所の周知による利用の促進	相談支援事業所の存在と機能について広く周知し、利用の拡大に努める。	継続 引き続きパンフレットの配布等で周知し、利用の拡大に努める。	☆☆	相談支援事業所の存在と機能について広く周知し、利用の拡大に努めている。	—	社会福祉課 人権推進課
		権利擁護相談、日常生活自立支援事業の活用や成年後見制度の周知と利用の促進	自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がいのある人に対する権利擁護相談、日常生活自立支援事業の活用や成年後見制度の周知と利用の促進など支援の充実を図る。	継続 引き続きアンケートの分析を行い、制度の普及・啓発を行う。	☆☆	パンフレットの配布等で周知し、制度の普及・啓発に努めている。	—	社会福祉課
	・相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図り、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知や実施体制を整備します。	自立支援協議会の機能の強化	地域移行・虐待防止等の地域のネットワークづくりに向けた自立支援協議会の機能の充実と、個別支援会議の充実。	継続 海部東部障害者総合支援協議会の機能充実のための権利擁護支援に関する事例検討を行う。	☆☆☆	海部東部障害者総合支援協議会の機能充実のための権利擁護支援に関する事例検討を行っている。	—	社会福祉課
	・障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワークの充実及び周知と啓発に努めます。	障がい者虐待防止センターの設置	障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の通報・相談を受けるとともに、障がい者虐待防止の啓発活動を行う。	継続 障害者虐待防止センターにて通報・相談を受ける。センターの周知と障がい者虐待防止への理解を深めるため、引き続き出前講座を設定する。	☆☆☆	社会福祉課障害福祉係に設置した障害者虐待防止センターで相談の対応を行っている。	—	社会福祉課
		あま市虐待等防止ネットワークによる被害者支援体制の充実	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を活用し、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対応する。	継続 引き続き虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、支援体制の確保に努める。	☆☆☆	引き続き虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、支援体制の確保に努めている。	—	社会福祉課
(5) 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進								
① 障害のある人が住み慣れた地域で、安心して、安全に暮らせるまちづくりを進めます。(都市計画課、土木課)	・障がいのある人が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、バリアフリーに配慮するとともに、すべての市民に配慮したユニバーサルデザインの公共的な建物・道路などの整備を促進し、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。	地域の道路整備の推進	道路、歩道の整備推進を行う。	継続 引き続き、道路、歩道の整備に向け関係機関との協議・調整等を推進する。	☆☆☆	道路、歩道の整備に向け関係機関との協議・調整等が計画通り進んでいるため。	—	土木課
		建築物のバリアフリー化の推進	愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備を推進。	継続 引き続き、公共施設等の建設を行う際には、条例に基づいた整備を推進する。	☆☆☆	条例に基づいた公共施設等の建設、改修を推進したため。 各施設の整備進捗については各担当課にご確認ください。	—	都市計画課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
5 同和問題 (1) 人権・同和教育及び啓発の推進		☆☆☆順調（計画事業量に対し順調に実施中）、☆☆（計画事業量に対しやや遅れて実施中）、☆（計画事業量に対し遅れがある）、－（今年度中に取り組むが今後取り組む項目）						
① 差別意識の解消に向けて啓発活動を推進します。（人権推進課、学校教育課）	・同和問題の市民の正しい理解を深め、差別意識を解消するよう、啓発資料の作成及び情報提供の充実を図ります。	広報誌やウェブサイトによる啓発	広報誌に同和問題に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。	心理的差別の解消に向け、より多くの人々に啓発を図るために継続的に実施する。	☆☆☆	広報誌や市ホームページで人権に関する啓発記事を掲載。	—	人権推進課
		パンフレットなど啓発資料の作成・配付	啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。	さまざまな機会において啓発パンフレットを配布し啓発を行う。	☆☆☆	・講演会等の参加者に配布している。 ・各施設の窓口にパンフレットを配置し、情報提供、啓発を図っている。	50	人権推進課
		懸垂幕掲揚	人権週間やイベント開催時等に懸垂幕を掲揚。	掲示場所工夫していく。	—	人権週間において懸垂幕を本庁、甚目寺公民館、人権ふれあいセンターに掲示する。	—	人権推進課
		部落差別解消法の周知	広報誌やウェブサイト等を通じて、部落差別解消法の周知を図ります。	市ウェブサイト、広報等に掲載し周知を図る。	☆☆☆	実施中	—	人事秘書課 人権推進課
		啓発資材貸出し事業	同和問題の正しい理解を普及させるため、啓発資材の貸出しを実施。	啓発資材を充実させ実施する。	☆☆☆	実施中	50	人権推進課
	・同和問題についての学習機会の提供を充実します。	人権講演会開催事業（再掲）Ⅰ-1-(2)-①	講演会の実施、人権作文発表、ふれあいコンサート、パネル・啓発作品の展示。	継続 人権講演会 日 時:令和2年11月22日（日） 場 所:美和文化会館 大ホール 内 容:未定 募集人数:700人 その他: 中学生による人権作文発表 人権意識の高揚を啓発するパネル展示	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 代替案として中学生による人権作文を「人権週間特集号」に掲載予定。	1, 008	人権推進課 学校教育課
		同和問題研修事業	各種研修会に人権推進課職員をはじめとした職員を派遣。	県や関係機関、団体等が開催する各種研修会や集会、講座へ市職員、学校教職員を派遣する。	☆☆☆	県や関係機関、団体等が開催する各種研修会や集会、講座へ市職員、学校教職員を派遣している。	450	人権推進課
			人権意識を高め、人権の視点に立った職務の遂行と人権問題の解決に向け地域における推進的役割を担える職員を育成するため、各種人権研修を充実する。 （再掲）Ⅰ-2-(3)-①	継続 ・全職員を対象とした人権研修を引き続き実施する。 ・海部地区研修協議会の階層研修において実施する人権研修に職員を参加させる。 ・市独自に実施する新規採用職員研修において、人権研修を実施する。	☆☆☆	・全職員を対象とした人権研修を引き続き実施できるよう検討中。（実施時期未到来） ・海部地区一般職員前期研修において、人権研修を実施する。（実施時期未到来） ・海部地区新規採用職員研修において、人権研修を実施した。 日時：令和2年7月8日 場所：弥富市総合福祉センター 受講者数：22人 ・市独自に実施した新規採用職員研修において、人権研修を実施した。 日時：令和2年6月25日 場所：あま市役所本庁舎 受講者数：22人	200	人事秘書課
			同和問題の解決に向け、研修を実施する。 （再掲）Ⅰ-1-(2)-①	・職員人権研修 部落差別に至るまでの歴史的背景を学び、正しい認識を持つ事によって同和問題の解決を図る。 部落（同和）差別問題 令和3年2月下旬予定	—	開催に向け準備中 日時：令和3年2月2日（火） 午後2時から午後3時30分まで 場所：あま市人権ふれあいセンター 募集人数：一般100人（職員研修含む）	20	人権推進課
			同和問題の解決に向け、講座等を開催する。 （再掲）Ⅰ-2-(3)-①	市民人権講座 「部落差別（同和）問題」 日 時：令和3年2月予定 場 所：未定 募集人数：一般100人（職員研修含む）	—	開催に向け準備中 日時：令和3年2月2日（火） 午後2時から午後3時30分まで 場所：あま市人権ふれあいセンター 募集人数：一般100人（職員研修含む）	20	人権推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
	・国や県、他市町村と連携して人権尊重や同和問題についての情報収集と正しい知識の周知を図ります。	人権啓発情報の収集及び提供	市民一人ひとりが、あらゆる機会を通して人権学習ができるよう、同和問題に関する調査研究・啓発活動に必要な県内・県外に関する各種人権啓発情報の集積と提供を行う。	人権教育・啓発に関する冊子、ポスター、ビデオ等の啓発資料など、様々な情報や資料を収集し、市ウェブサイトなどのメディアを活用して情報を提供する。	☆☆☆	実施中	—	人権推進課
② あらゆる場を通じた人権・同和教育及び啓発活動を推進します。（人権推進課、学校教育課、）	・学校教育や社会教育における人権・同和教育を進めるために、教職員等を対象とした人権研修の充実を図ります。	新任・転入教職員研修事業（再掲）Ⅰ-2-(2)-①	人権（同和）教育の研修、フィールドワークの実施。	継続 引き続き、研究の成果を還元できるように実施していく。	☆☆☆		—	学校教育課
	・行政、学校、地域などが連携し、人権教育に関する研究指導資料や市民向けの啓発資料を作成して、効果的な教育・啓発活動の一層の充実に努めます。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による周知・啓発（再掲）Ⅰ-1-(2)-①	広報・ウェブサイト等で人権全般を啓発し、市民の人権感覚の醸成を促進。 ・「人権週間」特集号 ・「人権まんが冊子」 ・啓発パンフレットの作成 ・懸垂幕の掲示 ・人権啓発ビデオの貸し出し	・啓発冊子を市内公共施設等に配布するとともに、最新の人権状況を踏まえた情報の提供に努める。 ・ウェブサイトの内容の充実に努める。	☆☆☆	・ホームページに掲載し、正しい理解の促進に努めている。 ・人権週間特集号に掲載し、情報提供を図る。	952	人権推進課
		あま市小中学校人権教育研究会活動	人権教育研究紀要の作成。	人権教育研究紀要第11集を作成予定。	☆☆☆		300	学校教育課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
(2) 人権ふれあいセンターの有効活用								
① 人権ふれあいセンターにおける学習・交流などの取り組みを充実します。 (人権推進課)	・人権に関する学習や交流活動を充実させ、地域住民の福祉や文化の向上を図ります。	地域交流講座開催事業(再掲)Ⅰ-1-(2)-②	地域社会に密着した各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図る事業を行う。	健康体操教室始め10教室を開催する。	—	新型コロナウイルス感染症の影響により、上半期の事業は中止。 下半期の事業は感染防止対策を講じて実施。	1,457	人権推進課
		隣保館等の活動	地域福祉交流センターとして位置づけ、各講座等事業を通じ人権交流学习を推進する。	健康体操教室始め10教室を開催する。	—	新型コロナウイルス感染症の影響により、上半期の事業は中止。 下半期の事業は感染防止対策を講じて実施。	1,457	人権推進課
	・人権に関する調査・研究を進めるとともに、人権意識の高揚と啓発を図るため、各種講座の開催と情報発信を充実します。	調査研究事業	現在実施している実態把握をさらに深めるとともに、隣保事業に対するニーズをはじめ、人権・同和問題についての意識調査等、調査・研究を進める。	施設利用者へのアンケート調査を実施。	—	10月実施予定。	—	人権推進課
		人権啓発ライブラリーの設置	人権ふれあいセンターの図書室において、同和問題や人権問題等の啓発のためのビデオ・図書等を備え、広く市民へ閲覧、貸出しする。	今後も人権図書を購入し備えていく。	☆☆	毎月、同和問題図書を購入している。	68	人権推進課
		人権センターだよりの発行	人権センターの取り組みや人権問題の情報提供紙として人権センターだよりを発行する。	ふれあいセンターだよりを年3回発行し、町内に回覧する。	☆☆	4月、7月にセンターだよりを発行した。次回12月に発行予定。	—	人権推進課
		人権啓発パネルの作成	人権に関する課題別啓発パネル等を作成し、啓発資材として活用する。(人権ライブラリーとして貸し出し)	昔の地場産業であった、皮革関連製品の製造工程を知っていただくことを目的として、靴職人による製造工程のサンプルやパネルを作成し実施。	☆☆☆	実施中	—	人権推進課
		人権啓発企画パネル展	人権ふれあいセンターにおいて、人権に関するパネル展等を実施し啓発、情報提供を行う。	人権パネル設置 【常設展示】 ○故小笠原登博士遺品遺稿の展示(ハンセン問題) ○「部落の皮革産業に関する常設展示」 ○人権作品コンクール展示会(6月1日～6月30日) ○ねがい菩薩作品展(7月4日～23日)	☆☆	人権パネル設置 ○故小笠原登博士遺品遺稿の展示(ハンセン問題)(常設) ○部落の皮革産業に関する展示(常設) 【予定】 ○人権週間(12月4日～10日)	—	人権推進課
	・地域住民の生活全体を踏まえた生活相談など、地域福祉推進の拠点として、人権ふれあいセンターの利用促進を図ります。	こまりごと相談事業(再掲)Ⅰ-4-(2)-①	家庭内の問題・近隣関係・いじめ・差別問題など、生活上の相談に応じる。	こまりごと相談事業と並行して、随時、業務対応として地域住民との相談に応じていく。	☆☆☆	(4～8月) 相談件数:0件	—	人権推進課
		介護予防事業の開催(再掲)Ⅱ-3-(2)-①	転倒骨折予防を目的としたストレッチ体操やひきこもり防止対策事業の実施。	筋力アップクラブ:12回/年×4会場 1回90分 なかよし昼食会:6回/年 参加者:65歳以上	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、9月末まで一部事業を中止したため。	110	人権推進課 健康推進課
(3) 「えせ同和行為」の排除								
① えせ同和行為排除を推進します。 (人権推進課)	・同和問題に対する誤った意識を持つことや誤った対応をなくすために、えせ同和行為についての周知を図ります。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による周知・啓発	広報誌等にえせ同和行為に関する記事を掲載したり、講演会や講座においてパンフレットを配布。また、窓口に配置するなどし、啓発情報提供を行う。	・啓発パンフレット「許すな!えせ同和行為」「みんなでNO」を窓口配置し、啓発情報提供を行う。 ・ウェブサイトでも啓発する。	☆☆☆	実施中	—	人権推進課
	・えせ同和行為に遭遇した場合に適切な対応をとることができるよう、研修や啓発を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、相談窓口や支援体制の周知に努めます。	支援体制の整備	市民などからの相談に応じ、必要な情報の提供、えせ同和行為への厳正な対応を図るための研修、および啓発リーフレットの作成、提供。	関係機関と連携をとりながら相談に対して適切に対応する。	☆☆☆	—	—	人権推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
6 外国人 (1) 多文化共生社会の推進		☆☆☆順調（計画事業量に対し順調に実施中）、☆☆（計画事業量に対しやや遅れて実施中）、☆（計画事業量に対し遅れがある）、－（今年度中に取り組むが今後取り組む項目）						
① 多文化共生社会を推進するための機会を充実します。 （企画政策課、生涯学習課）	・日本人及び外国人が互いの文化を学び、交流する機会を充実します。	国際交流事業の実施	あま市国際交流協会を通じた、世界の料理教室、アフリカ音楽教室、まちあるき等を開催する。	あま市国際交流協会に補助金を交付し、国際交流協会が主催する世界の文化体験、交流会、災害対応講座等の開催について、財政的な支援を行う。	☆☆☆	世界の文化体験を始めとした、国際交流に関する様々な事業が実施されている。	—	企画政策課
		国際社会をテーマとした講座の開催	生涯学習講座（公民館講座）の1コマとして開催。	生涯学習講座（公民館講座）の1コマとして国際理解教育講座を開催する。外国人講師を招き、母国の紹介をしていただくことで、多文化を学び外国をより深く知ってもらうことを目的とする。 → 一般の方を対象にした国際理解教育講座を後期に開催予定。	—	「国際理解教育講座～もっと外国を知ろう～」を11月7日から開催する予定である。	50	生涯学習課
	・外国人との交流を促進するため、あま市国際交流協会をはじめ、民間団体主催の交流事業や、外国人のための日本語教室等の開催の支援に努めます。	外国人を対象とする日本語教室の実施	あま市国際交流協会を通じた、日本語ボランティア養成講座、J Jにほんごくらぶを開催する。	あま市国際交流協会に補助金を交付し、日本語教室（年間150回開催）について、財政的な支援を行う。	☆☆☆	現在、市内2か所の公共施設で日本語教室を開催しており、市内在住の外国人市民が参加している。	930	企画政策課
② 在住外国人児童・生徒への教育環境を充実します。 （学校教育課）	・各教科、総合的な学習などの学校教育活動を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく意識を育成します。	国際理解教育の充実	広い視野を持ち、異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく意識を育成する。	継続 国際交流活動を行う学校を支援し、国際理解教育の充実を図る。	☆☆☆		10	学校教育課
		小学校等での外国語活動の充実	教員の研修や外国語指導助手（ALT）の派遣など、英語に慣れ親しむ機会の拡大を進める。	継続 引き続き、必要に応じて同程度の配置を行う。	☆☆☆		27,632	学校教育課
		英語指導助手整備事業	外国人との実践的なコミュニケーション能力を養成するため、中学校に英語指導助手を派遣。	継続 引き続き、必要に応じて同程度の配置を行う。	☆☆☆		27,632	学校教育課
	・在住外国人児童・生徒に対して日本語の指導をはじめ、適切な支援を図ります。	必要に応じた日本語指導とスクールサポーターの配置	スクールサポーターによる外国人児童生徒に対して日本語の指導をはじめとする適切な支援を行う。	継続 引き続き、必要に応じて同程度の配置を行う。	☆☆☆		96,051	学校教育課
		日本語教育・相談の実施	外国人児童・生徒が早期に学校生活に適應できるよう、日本語指導や教育支援を実施。	継続 引き続き、必要に応じて同程度の配置を行う。	☆☆☆		96,051	学校教育課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
(2) 在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくり								
① 在住外国人への相談支援を充実します。 (人権推進課、企画政策課、人事秘書課、人権推進課)	・防災マップや生活便利帳など市民サービス、住まいや生活について、市の広報物やウェブサイトにおける多言語による情報提供及び相談支援の充実を図ります。	外国人向け情報誌の窓口配布	市民生活に欠かせない行政情報や地域情報などを多言語（英語、中国語、ポルトガル語）で紹介した情報誌を発行する。	多文化スタディーを開催し、市が作成した情報誌などを用いた多文化共生の啓発や七宝焼体験による多文化学習を行う。	☆☆☆	H29年度作成した「在住外国人のための生活ガイドブック」を窓口で活用し、配布した。また、1月（予定）に多文化スタディーを開催し、市が作成した情報誌などを用いた多文化共生の啓発や七宝焼体験による多文化交流を行う。	400	企画政策課
		情報提供の拡充	市ウェブサイトが多言語表記を実施する。	市公式ウェブサイト（多言語表記含む）のスマートフォン配信を開始する。	☆☆☆	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語に対応している。	—	企画政策課
		多言語防災リーフレットの作成・配布	外国人市民に対して多言語による防災情報等の提供や、防災意識の向上を目的として、避難所マップが掲載されたリーフレットを作成・配布する。	「防災ポケットガイド・避難所マップ」を活用し、防災情報等の提供や、防災意識の向上を図る。	☆☆☆	引き続き、本リーフレットを活用し、防災情報等の提供や、防災意識の向上を図っている。	—	企画政策課
	・市職員や教職員に対する国際感覚を身につけるための研修を充実します。	職員研修などの充実 (再掲) I-3- (3) -①	市職員や教職員に対する研修に、国際感覚を養う内容を充実させる。	継続 国際感覚を養う研修、講演会について、職員に情報及び参加機会を提供する。	☆☆	愛知県市町村振興協会研修センターの提供するeラーニング研修を職員に周知した。 受講者数：4人	—	人事秘書課
				実施予定なし	—	実施予定なし	—	人権推進課
	・相談時において関係情報を入手します。	外国人市民に対する情報提供及び相談体制の充実	外国人市民が生活に欠かせない行政情報や地域情報などを入手・提供するとともに、日本語ボランティアなどと連携し、外国人市民の生活上の相談などに対応する。	各庁舎に同時翻訳機を各1台導入し、外国人市民が日本人市民と同様に公共サービスを楽しみ安心して生活することができる環境を整える。	☆☆☆	各庁舎に同時翻訳機を各1台導入し、外国人市民が日本人市民と同様に公共サービスを楽しみ安心して生活することができる環境を整えた。	159	企画政策課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
7 HIV感染者・ハンセン病患者等 (1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり		☆☆☆順調（計画事業量に対し順調に実施中）、☆☆（計画事業量に対しやや遅れて実施中）、☆（計画事業量に対し遅れがある）、－（今年度中に取り組むが今後取り組む項目）						
① 感染症に対する正しい知識の普及に努めます。 (人権推進課、健康推進課、学校教育課)	・HIV感染者、エイズ患者などに対する偏見や差別を解消し、エイズやHIV感染に対して正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。	パンフレット、ポスター等による周知・啓発	パンフレットの配布により感染症に対する情報を提供し、正しい理解の促進に努める。	・県などが作成したパンフレット等を各施設の窓口に配置し、広く情報提供、啓発を行う。 ・ウェブサイトにおいて、エイズ等感染症について掲載し、正しい理解に努める。	☆☆☆	実施中	—	人権推進課
				ポスター掲示、パンフレットの設置	☆☆☆	パンフレットの設置	—	健康推進課
	・ハンセン病患者（元患者）に対する偏見や差別を解消し、正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。	啓発パネルによる周知・啓発	啓発パネルを作成し、正しい知識の普及に努める。	継続 啓発パンフレットをハンセン病問題を理解するパネル展にて周知・啓発する。	☆☆	令和3年1月パネル展開催予定。	50	人権推進課
				引続きパンフレットを設置する。	☆☆☆	パンフレットの設置		健康推進課
				ハンセン病に対する偏見や差別を解消し、正しい知識の普及を図る。	講師を招き「総合的な学習の時間」の中で、ハンセン病に関する講座を実施する。	☆☆☆		—
	ハンセン病に対する偏見や差別を解消し、正しい知識の普及を図るため、研修を実施する。	—	実施予定なし。		—	人権推進課		
	・ハンセン病問題に関する講演会や啓発ビデオの貸し出し、学習機会の充実を図ります。	ハンセン病問題に関する講演会等 (再掲) I-1- (2) -①	ハンセン病問題に関する正しい認識と理解を深めてもらい、人権尊重思想の普及高揚を図る。	継続 人権講演会 日 時:令和2年11月22日(日) 場 所:美和文化会館 大ホール 内 容:未定 募集人数:700人 その他: 中学生による人権作文発表 人権意識の高揚を啓発するパネル展示	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	1, 008	人権推進課
	・「ハンセン病を正しく理解する週間」、「世界エイズデー」の周知・啓発を図るとともに、レッドリボン(エイズに対して偏見を持たず、エイズとともに生きる人を差別しないという証)により感染症の偏見や差別意識の解消に努めます。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による周知・啓発	「ハンセン病を正しく理解する週間」、「世界エイズデー」の周知・啓発。	「ハンセン病を正しく理解する週間」に、各庁舎にて、ビデオ啓発、パネル展示及び啓発資材を設置し啓発に努める。	—	コロナウイルス感染症の影響により中止。	—	人権推進課
				引続きパンフレットを設置する。	☆☆☆	パンフレットの設置	—	健康推進課
		国・県での週間事業への協力(ポスター掲示等)	レッドリボン(エイズに対する差別や偏見の撤廃のシンボル)の普及促進。	・県などが作成したポスターを公共施設に掲示する。 ・ウェブサイトにてレッドリボンに関する記事を掲載する。	☆☆☆	実施中	—	人権推進課
	(2) 感染症発症の予防と健康づくりの支援							
① 感染症発症の予防と健康づくりを支援します。(健康推進課)	・感染症の予防に向けて、感染症に関する知識の普及啓発、自己管理の徹底とそのため予防教育の充実を図ります。	正しい知識の普及啓発	平時から感染症予防についての正しい知識の普及に努め、感染症の予防と理解を深めるための啓発活動を行う。	個人通知や回覧での予防接種勧奨や。市ウェブサイトにおいて感染予防の知識の普及を行う。	☆☆☆		—	健康推進課
	・保健所、医療機関との連携によって、予防対策、健康づくりの支援や各種健康診断・健康診査、早期検査発見及び治療に向けた取り組みの充実を図ります。	保健所、医療機関との連携	保健所、医療機関との連携によって、予防対策、健康づくりの支援や各種健康診断・健康診査、早期発見及び治療に向けた取り組みの充実を図る。	予防接種の実施方法について保健所、予防接種センターの指示により取り組む。	☆☆☆		—	健康推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
	・感染症患者やその家族の不安や悩みなどに対して、各種相談・支援体制の連携強化を図ります。	相談・支援体制の強化	保健所等で専門相談を実施することにより、市民の感染への不安の解消に努める。	エイズ検査や肝炎の治療についての相談は保健所を案内する。	☆☆☆	エイズ検査や肝炎以外のコロナを始めとする感染症に対し、必要に応じて関係機関を案内する。	—	健康推進課
		出前授業	必要に応じて学校へ出前授業を実施する。	必要に応じて学校へ出前授業を実施する。	☆☆☆	コロナの感染対策を講じた上で実施する。	—	健康推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
8 性的マイノリティ (1) 性的マイノリティ (LGBT等) の理解の促進		☆☆☆順調 (計画事業量に対し順調に実施中)、☆☆ (計画事業量に対しやや遅れて実施中)、☆ (計画事業量に対し遅れがある)、－ (今年度中に取り組むが今後取り組む項目)						
① 性的マイノリティ (LGBT等) の理解の促進 (人権推進課、学校教育課)	・性的マイノリティ (LGBT等) に関する情報提供や学習会を通じて意識啓発を図るとともに、人権尊重の観点から人権教育や人権啓発を推進します。	教職員の理解を進める	文部科学省のリーフレット「性同一障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」をもとに教職員の理解を図る。	継続 引き続きリーフレット等を活用し、教職員の理解を図る。	☆☆☆		—	人権推進課 学校教育課
		性的マイノリティに関する理解を進める。	性的マイノリティに関する学習会の充実	実施予定なし	—	実施予定なし	—	人権推進課
9 インターネットによる人権侵害 (1) インターネットによる人権侵害の防止対策		☆☆☆順調 (計画事業量に対し順調に実施中)、☆☆ (計画事業量に対しやや遅れて実施中)、☆ (計画事業量に対し遅れがある)、－ (今年度中に取り組むが今後取り組む項目)						
① インターネットの正しい利用を啓発します。 (人権推進課、学校教育課)	・市民一人ひとりが個人のプライバシーなどを守ることの重要性や、情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい知識と認識を広げるための教育・啓発活動を推進します。	教育・啓発活動の推進	メディア・リテラシーの重要性やインターネットの適正利用について啓発を推進する。	ウェブサイトに掲載し、正しい理解の促進に努る。	☆☆☆	実施中	—	人権推進課
	・児童・生徒・保護者に対してパソコンや携帯電話を利用する場合における正しい利用方法や、個人の責任に関する指導を行います。	情報教育の推進	リーフレット等を活用して、インターネットの利用に際してのルールやマナーの指導を充実し、情報を正しく見極め、責任を持って情報を発信する態度の育成に取り組めます。	継続 総合的な学習の時間等を活用し、スマホの正しい使用方法など情報モラルについての正しい活用について理解を進める。	☆☆☆		—	学校教育課
	・インターネットによる人権侵害に対しては、法務局をはじめ関係機関との連携・協力を図り、プロバイダなどに対する申し入れなどの適切な対応に努めます。	関係機関との連携 プロバイダー責任制限法の周知	プロバイダー責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）の周知に努めます。	ウェブサイトに掲載し、正しい理解の促進に努める。	☆☆☆	実施中	—	人権推進課
(2) 情報格差が生じない社会づくり								
① 誰もが平等に情報を得られるよう、情報提供を充実します。(社会福祉課、企画政策課)	・紙媒体など、さまざまな媒体を活用した情報提供を図ります。	さまざまな媒体を活用した情報提供	広報あまで紙媒体として情報提供を図るとともに、市公式ウェブサイトにおいても情報提供に努めます。また、インターネットを利用できない環境にある人に対しては、公共施設においてインターネットを閲覧できるように努めます。	広報あまをを作成し、ポスティングによる各戸配布に加え、公共施設窓口に配置する。 市公式ウェブサイトは、市民にいち早く情報提供が出来るよう迅速な更新を行う。	☆☆☆	広報あまについては、全戸配布及び公共施設窓口への設置を引き続き行っている。 市公式ウェブサイトは、即時公開を行い、迅速な情報提供を実施している。	—	企画政策課
	・視覚障がいなどに配慮した大きな文字など、わかりやすい情報提供に努めます。	分かりやすい広報の推進	行政機関が実施する施策について、障がいのある人に十分配慮した分かりやすい広報を推進します。 また、市公式ウェブサイトで提供する情報のアクセシビリティ（障害者や高齢者も含めたあらゆる人々が利用できるようにすること）を推進します。	継続	☆☆☆	ウェブアクセシビリティに配慮した市公式ウェブサイトの運営を図るよう、作成担当者または承認担当者に周知を行っている。	—	企画政策課
	・障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた情報提供を図るとともに、支援機器の紹介を行います。	情報機器の給付による障がい特性に配慮した情報提供ができる環境づくりの促進	日常生活用具給付等事業による用具の給付。	継続 必要に応じ、日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）を給付する。また、音声コードの普及に努める。	☆☆☆	情報・意思疎通支援用具 令和2年8月末 2件	524	社会福祉課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	2年度の実施計画	進捗状況	☆の理由	予算額 (単位：千円)	担当課
1 0 さまざまな人権問題 (1) さまざまな人権問題に対する正しい理解の普及	☆☆☆順調（計画事業量に対し順調に実施中）、☆☆（計画事業量に対しやや遅れて実施中）、☆（計画事業量に対し遅れがある）、－（今年度中に取り組むが今後取り組む項目）							
① さまざまな人権問題に対する正しい理解の普及・啓発を推進します。（人権推進課、関係各課）	・さまざまな人権問題に関する研修会や講座による学習機会の提供を図るとともに、広報誌やパンフレットなどによる啓発活動の充実を図ります。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による周知・啓発	広報誌や市ウェブサイトにさまざまな人権問題に対する情報を掲載し、正しい理解の促進に努める。	必要に応じて、広報誌、ウェブサイトの内容の充実に努める。	☆☆☆	実施中	—	人権推進課
	・社会情勢の変化により新たに発生する人権問題について、関係機関と連携して、情報収集・把握を行います。	新たな人権課題の把握	関係機関との連携を密にし、新たな人権問題に対する情報を的確に把握する。	継続して情報収集に努め、必要に応じて啓発を行なう。	☆☆☆	実施中	—	人権推進課
			あま市越境入学防止マニュアルを作成し、職員に周知・徹底を図る。	継続 あま市越境入学防止マニュアルに基づき、越境入学防止に努める。また、職員に周知・徹底を図る。	☆☆☆		—	学校教育課 市民課
	・人権に関する市民意識調査をはじめ、市民の人権に対する意識や関心について把握するために、調査等を行います。	市民意識調査の実施	5年ごとに人権に関する市民意識調査を実施し、市民が感じている人権問題について把握。	5年ごとの実施 令和2年度実施予定	☆☆☆	8月に調査票送付。 集計、分析を行い、令和3年2月頃、公表予定。	—	人権推進課

所管課一覧表

※表中の数字は事業計画数です

	企画政策課	人事秘書課	財政課	人権推進課	総務課	安全安心課	税務課	収納課	市民ＳＣ課	市民課	保険医療課	健康推進課	環境衛生課	社会福祉課	高齢福祉課	子育て支援課	都市計画課	土木課	産業振興課	七宝焼アトヴィレッジ課	上水道課	下水道課	会計課	議事課	局	監査委員事務	学校教育課	生涯学習課	スポーツ課	学校給食センター課	市民病院	
Ⅰ 重点的に取り組む人権施策の推進(共通施策)																																
１ 家庭・地域における人権教育・啓発の推進	4			18								2		2	1	11											7	7				
２ 学校等における人権教育・啓発の推進				6												5											19	2				
３ 職場における人権教育・啓発の推進		1		8		1						1		1	1	2			5								1	1			1	
４ 人権擁護の推進	1			5	1					1		2		6	6	8			1								2					
Ⅱ 重要課題と取り組みの方向性(分野別施策)																																
１ 女性		1		11								6				16			3									3				
２ 子ども	1			4								3				20											9	3				
３ 高齢者				7								3		2	20		1	1	2								1	3	1			
４ 障がいのある人				5										21		4	1	1									4		1			
５ 同和問題				22								1															3					
６ 外国人	6	1		1																							5	1				
７ ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等				6								7															1					
８ 性的マイノリティ				2																							1					
９ インターネットによる人権侵害	2			2										1													1					
１０ さまざまな人権問題				3						1																	1					